

第百五十六回国
会

参議院財政金融委員会會議録第二十二号

平成十五年七月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月十七日

辞任

加治屋義人君

岩本 司君

遠山 清彦君

七月十八日

辞任

尾辻 秀久君

補欠選任

西田 吉宏君

円 より子君

高野 博師君

補欠選任

桜井 新君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳田 稔君

入澤 肇君

清水 達雄君

林 芳正君

円 より子君

浜田卓二郎君

委員

上杉 光弘君

佐藤 泰三君

田村耕太郎君

中島 啓雄君

溝手 顕正君

森山 裕君

若林 正俊君

大塚 耕平君

勝木 健司君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

高野 博師君

池田 幹幸君

衆議院議員

財務金融委員長

代理 財務金融委員長

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

参考人

銀行等保有株式
取得機構理事長 三木 繁光君

日本銀行理事 三谷 隆博君

本日、の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の
一部を改正する法律案(衆議院提出)

○貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入
れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の
一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員
会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十七日、岩本司君、遠山清彦君及び加治屋
義人君が委員を辞任され、その補欠として円より
子君、高野博師君及び西田吉宏君が選任されまし
た。

また、去る十八日、尾辻秀久君が委員を辞任さ
れ、その補欠として桜井新君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 理事の補欠選任についてお
諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認めます。

○委員長(柳田稔君) 銀行等の株式等の保有の制
限等に関する法律の一部を改正する法律案及び貸
金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改
正する法律案(衆議院提出)について御報告いたし
ます。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の
一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関す
る法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律の一部を改正する法律案の審査
のため、本日の委員会に参考人として銀行等保有
株式取得機構理事長三木繁光君及び日本銀行理事
三谷隆博君の出席を求め、その意見を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 銀行等の株式等の保有の制
限等に関する法律の一部を改正する法律案及び貸
金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改
正する法律案(衆議院提出)について御報告いたし
ます。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の
一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関す
る法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律の一部を改正する法律案の審査
のため、本日の委員会に参考人として銀行等保有
株式取得機構理事長三木繁光君及び日本銀行理事
三谷隆博君の出席を求め、その意見を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 銀行等の株式等の保有の制
限等に関する法律の一部を改正する法律案及び貸
金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改
正する法律案(衆議院提出)について御報告いたし
ます。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の
一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関す
る法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律の一部を改正する法律案の審査
のため、本日の委員会に参考人として銀行等保有
株式取得機構理事長三木繁光君及び日本銀行理事
三谷隆博君の出席を求め、その意見を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 銀行等の株式等の保有の制
限等に関する法律の一部を改正する法律案及び貸
金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改
正する法律案(衆議院提出)について御報告いたし
ます。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の
一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関す
る法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律の一部を改正する法律案の審査
のため、本日の委員会に参考人として銀行等保有
株式取得機構理事長三木繁光君及び日本銀行理事
三谷隆博君の出席を求め、その意見を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 銀行等の株式等の保有の制
限等に関する法律の一部を改正する法律案及び貸
金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改
正する法律案(衆議院提出)について御報告いたし
ます。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の
一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関す
る法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律の一部を改正する法律案の審査
のため、本日の委員会に参考人として銀行等保有
株式取得機構理事長三木繁光君及び日本銀行理事
三谷隆博君の出席を求め、その意見を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 銀行等の株式等の保有の制
限等に関する法律の一部を改正する法律案及び貸
金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改
正する法律案(衆議院提出)について御報告いたし
ます。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の
一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関す
る法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律の一部を改正する法律案の審査
のため、本日の委員会に参考人として銀行等保有
株式取得機構理事長三木繁光君及び日本銀行理事
三谷隆博君の出席を求め、その意見を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案について、提出者衆議院財務金融委員長小坂憲次君から趣旨説明を聴取いたします。小坂財務金融委員長。

○衆議院議員(小坂憲次君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、去る十六日、衆議院財務金融委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状に鑑み、貸金業の適正な運営を確保し、資金需要者の利益の保護を図るため、次の措置を講ずるものであります。

第一に、貸金業の登録時の本人確認等を強化することといたしております。

また、登録拒否事由として、暴力団員等、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者及び一定の財産的基礎を有しない者等を追加する等、登録要件の見直しを行うことといたしております。

第二に、無登録業者による広告、勧誘等を禁止し、違反した場合には罰則の対象とする等、無登録業者に対する取締りを強化することといたしております。

第三に、貸金業者等による債権の取立てに当たつての禁止行為につき、正当な理由がなく、勤務先等に電話を掛け又は訪問すること、債務者以外の人に対し、債務を弁済することをみだりに要求すること等、具体的な行為類型を挙げて規定することとともに、貸金業者による暴力団員等への債権譲渡を禁止する等の規制の強化を図ることといたしております。

第四に、貸金業者は、営業所等ごとに貸金業務取扱主任者を選任し、従業員への助言又は指導を行わなければならないこととするともに、同

主任者につき所定の研修の受講を義務付ける等、適正な営業体制の確立を図ることといたしております。

第五に、無登録営業、出資法の上限金利違反の際の罰則等を強化するほか、貸金業者が金銭消費貸借契約において年一〇・五％を超える利息の契約をしたときは、当該契約は無効とすることといたしております。

以上が本案の提出の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 柳田稔君 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○林方正君 自由民主党の林方正でございます。本日は両案を一括して議題としていただくというところでございまして、簡潔に両案につきまして質疑をさせていただきますと思います。委員長、また提案者の皆様、大臣、本日に御苦労さまでございます。

やみ金融についてまず御質問を申し上げます。と思いますが、数年前にこれをやったときに、いろいろと今からどうなるのかなと思いつながら、半ば手探りのような状況で改正をいたしました。が、やはり当時いろいろと議論をしてなかなか答えの出なかった問題がかなり現象面で現れてきておる、それに対応して改正をしていただいたということ、かなり重要な部分につきまして所要の措置が取られておる、こういうふうな思いつきでございますが、その前提で、この対策法案、本当に実効あるものとなる、やみ金融による被害の未然防止や被害者の救済に役立つために幾つかの点を指摘させていただきたいと思うわけでございます。

それは、国及び都道府県における監督当局や関係団体の体制及び連携の強化、これがまず必要になるだろう。そして、警察当局や検察当局の体制及び連携の強化によって違法な業者に対して徹底

的に取り締まっていた。と。せっかくルールを作ってもそのルールどおり実行されなければ意味がないわけでございますし、そして三つ目に、これも非常に大事なことでございまして、司法における厳正かつ的確な法の適用と、これが最後のポイントになると、こういうふうな思いつきでございます。

大変悲惨な事件が起こつておるわけでございしますが、この根本的な原因であります多重債務者問題に対処するためには、業者による過剰な貸付けや借り手による安易な借入れというものを防止をしていく必要があるわけでございまして、当事者の意識改革を促していくことが大変に重要であると、こういうふうな思われるわけでござい

ます。こういうような法案とともに、体制の整備、特に私は三点目の司法における厳正かつ的確な法の適用ということをも改めて強調したいと思ひますが、このようなやみ金融対策全体を効果あらしめるために担当大臣の御認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今回、非常に大所高所から広範のこの法案の御提出をいただいたところであります。しかし、正に今、委員御指摘のとおり、特に委員三点御指摘くださいましたけれども、この金融対策を真に実効あらしめるためには、その推進体制と申しますか、これが大変重要であるという強い認識を持つております。

委員は、国、都道府県の監督当局、警察当局等々、人的、物的体制を強化・充実する、しかも連携をする、さらに違法な業者に対する取締り、そして三番目に司法においても厳正、的確な法の適用を行う、これはもう正に御指摘のとおりだろうと思つております。

さらに、我々の関係で申し上げれば、関係機関、民間団体においても、被害者のための相談窓口の整備拡充、相談体制の連携を一層強化するということも必要になってまいる。業者に対する過剰な貸付けや借り手による安易な借入れを防止す

るためには、適正な情報開示、業者の適正な情報開示、それと消費者教育の充実、広報啓発、いろいろなことが重要になってくると思つております。それぞれについて、貸金業者及び関係当局や団体に対して今後我々としては所要の要請を行いますし、さらに必要なことを我々もしっかりとやっていきたいというふうに思つております。

○林方正君 ありがとうございます。是非運用の体制の強化を行つていただきたいと思いますし、これは大臣にお願いしても仕方ないんですが、司法のやはりきちつとした法の適用と、これを是非議事録に残していただいて司法の方に見ていただきたい、こういうふうな思つていただいております。せっかく我々が立法院でルールを決めまして、最後のところで司法の適用というものが非常に甘い抑止効果というのは出てこないわけでございまして、是非そのことを訴えを申し上げます。

それからもう一つ、今回も非常に問題になりました登録業者の登録免許税の問題でございます。

今回は財務局の登録業者の登録免許税を九万円から十五万円に引き上げると、こういう措置が盛り込まれておまして、これは大変結構なものでございまして、都道府県における登録業者、この登録手数料が四万三千円でございまして、これが引き上げられませんが悪質な業者が都道府県登録に向かうという可能性があらうと、こういうふうな思つてござい

ます。御存じのように、複数の都道府県にまたがる場合は財務局、その都道府県にとどまる場合はその都道府県ということだと思ひますが、この都道府県登録手数料は各自自治体の条例によつて定められておまして、この貸金業の登録事務というものは先般の地方分権推進計画の策定の際に標準手数料政令の対象とされなかったと、こは承知しておるわけでございまして、今回のやみ金融対策の重要性にかんがみまして、標準手数料政令に貸金業登録事務を加え金額を定めるべきと、こういうふうな考えるわけでござい

この都道府県の登録手数料引上げに関する金融庁と、それから今日は総務省に来ていただいていると思いますので、両者の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○副大臣 伊藤達也君 お答えをさせていただきます。

今、先生御指摘ありましたように、今般のやみ金融対策法案において、財務局登録業者にかかわる登録免許税を九万円から十五万円に引き上げることとされているわけですが、これを受けて、政令で定めている財務局における登録の更新手数料も現行の四万三千円を十五万円に引き上げる予定でございます。これらの措置は、今回の法改正に伴う登録審査の強化に必要な事務コストの増加を反映するものでございますが、結果として安易な貸金業者に対する登録を抑制する効果も期待されるものと考えております。

私どもとしては、都道府県においても国と同額の水準への引上げが望ましいものと考えております。このため、総務省に対して、貸金業登録手数料につきまして、全国的に統一した取扱いが特に必要と認められる事務にかかわる手数料として、地方自治法に基づく標準手数料政令において十五万円を標準とすることを定めるよう要請しているところでございます。また、都道府県に対してしましても、法案成立後速やかに登録手数料の引上げについて要請を行ってまいりたいと考えております。

○政府参考人(林省吾君) お答えを申し上げます。

都道府県における登録業者の登録手数料でございますが、お触れになりましたように、現在は地方公共団体の判断により条例で定めることとされているところであります。

しかしながら、今回の法改正の趣旨を踏まえまして、私どももいたしまして、地方公共団体に對するまず情報提供によりまして地方公共団体の適正な対応をまず促してまいりたいと考えておりますが、さらに、御指摘をいただきました地方自

治法に基づく標準手数料令への追加につきまして、その方向で関係省庁とよく調整を図らせていただきたいと思います。

○林芳正君 ありがとうございます。

大変前向きな御答弁いただきました。これはやはり地方分権ということと全般的には各自自治体へ任せていくという流れでございますが、こういう特定の政策目的で非常に緊急を要する件でございますから、今の御答弁の方向で是非調整をお願いをいたしておきたいと思ひます。

時間が限られておりますので、次に、このいわゆる八%法案、株式の保有の制限に関する法律の一部を改正する法案について簡単に聞きましてまいりたいと思ひます。

今日は、提案者の熊代先生、総裁選の準備で忙しい中、おいでいただきまして大変ありがとうございます。

簡潔に御質問を申し上げたいと思ひますが、まずは今回の法改正の趣旨をお尋ねしたいと思ひます。

金融システムの安定ということを我々一生懸命お互い努力しておりますが、この今回の法改正が金融システムの安定にどのように役に立つとお考えになっておられるか、まずお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 総裁選に言及していただきまして誠にありがとうございます。参議院から総裁選に立つならば、林芳正先生をおいてほかにないと私はかつてから申し上げている……

○委員長(柳田稔君) 答弁は、そういう内容ではありませんで、しっかりとした答弁をしてください。

○衆議院議員(熊代昭彦君) ありがとうございます。では、失礼いたしました。

そういうことでございますが、御質問の趣旨にお答えしたいと思ひますが、御承知のようにこの法律、国際的にも、銀行の株の保有につきましているいろいろな考え方があると、イギリスは、全然法律では制限しないけれども、実際上持っていない

と、銀行の判断ですね。アメリカは、グラス・ステイガル法で御承知のように、完全に持たないということでございます。そのアメリカの例を念頭に置きまして、取りあえずティア1まで制限しようという法律でございますが、何せ、BIS規制の強化と併せまして、二年八か月の間にそれをティア1まで減らすということですから、十八兆円減らさなければならなかった。

それに対して、受皿としまして、八%の拠出はあるけれども株式買取機構でそれを受ける。そして、市場に出て株式の値下げ圧力が非常に市場をデイスターブするものになる可能性がございますので、それを避けようということでございます。また、これはBIS規制上は、BIS規制上はオフバランス化されないという重大な問題がございます。現実にも二百億円弱しか買取り

ができなかつたということでございます。片や、十五兆円が八兆円売られた段階で日経平均は八千円台になったということもございまして、

そういうことを受けまして、この八%拠出を廃止して、受皿としてしっかりと機能するように、その代わり、買い取りした株の売却期間を五年間延期することによりまして、国としては、公的目

のためにはリスクを取るわけでございますけれども、リスクを最小限にしたいと、そういう趣旨の改正でございます。

○林芳正君 この銀行の株式保有の制限というのは、今少しお触れになりましたけれども、銀行の経営の健全化のために大変役に立つと、こういうふうにお考えでございますが、この保有株式の規模の縮減というのは、今お触れになりましたティア1というのはありますけれども、そこに行けばもうそれで終わりだということではなからうと、こういうふうにお考えでございます。このティア1を切つてそこから下に行った場合、更に縮減をやるべきではないかと、こういうふうにお考えですが、これは提案者の熊代先生と、政府の方にもお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(上田勇君) じゃ、今の御質問にお答えをさせていただきます。

今、委員からも御指摘がありましたように、銀行が株式を保有をしておりますと、どうしても株価の変動に対するリスクがありまして、その財務内容の健全性、あるいは、ひいては金融システム全体の安定性に対してそれがリスクとしてなつてくるわけでありまして、そういう意味でこの銀行株式保有制限法が作られたわけでありまして、当然のことながらそのリスクをコントロールしていくことが必要なのであります。

それで、じゃそれがどの水準が一つの目安になるのかというのを、これはBISの場におきましていろいろ議論が行われて、それが中核的な資本の部分でありますティア1以下に抑えるということ、その理解を共有したわけであり

ます。

ですから、今回、ある意味でこの達成、そのティア1以下に達成するというのを二年間延長はいたしますけれども、ただこれは、BIS基準自体の適用が二年間延長したということに合わせるということでありまして、銀行が保有するリスク資産である株の保有を管理していくという面においては、その趣旨は変わっておりません。

また、じゃ、ティア1を、一つの目安として設けたティア1以下の株式が、まあティア1以下になつた場合にその後どうするかということでありま

すけれども、これは、確かにリスクを軽減、リスクを少なくしていくという意味においては、更にその株式の保有をコントロールしていくということが重要かというふうには思ひますけれども、ただ一方では、これは銀行としても収益も上げなければいけないという面がございます。そういう意味では、その目安が達成された後にはいろんな経営面での判断が入ってくるんだというふうに思ひます。

融機関の経営の様々な判断によりまして適切にリスクを管理をしていただければというふうに思っているところでございます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には今の先生の御答弁で尽きているというふうに私も思っております。

株式、株価変動のリスクを銀行のバランスシートから切り離す、もって銀行の経営といいますか貸出し行為そのものが株価に大きく影響されないような状況に持っていくということが主眼でありまして、これはやはりその方向に向かって着実に各銀行は保有株式の縮減を進めていくことになるんだらうというふうに思っております。そこで、BISの規制も踏まえて、さらにはそれぞれの経営判断に基づいてリスク管理を行い資産運用を図っていく、これが求められる方向であるというふうに思っております。

○林芳正君 ありがとうございます。

銀行の経営判断ということであろうと、こういうふうに思いますが、今までが余りに持ち合いでやつてきたと、これが強過ぎたわけですから、政策としてこういうツールを使って後押しをするということとはこまめだと思えますけれども、そこから先も、これは先ほどと同様、議事録に残して銀行の方に聞いていただきたいと思えますけれども、やはり新しいコーポレートガバナンスの形というものを目指して、縮減する方向でやっていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、これは大塚委員が大分取り上げられたところでございますが、日銀による買取りが存在をして、ここを通らずに存在をしてしまったということでございますが、一つここにあるわけでございます。それがあつた中で、今回の法改正によりまして株式取得機構、こちらの方の機能強化をする意義というものがどこにあるのか、提案者にお聞きしたいと思えます。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 日銀による株の買取りとの関係の御指摘でございますけれども、御承

知のように、買取り対象銘柄の範囲が違っていることもございます。機構は、事業法人が持ち合い保有する会員銀行株を買取り対象にできるということでございます。日銀スキームではそれはできないと。それから、買取り対象先が、機構は会員行と事業法人であるのに対して、日銀スキームは株式保有額が自己資本を超過している銀行に限定するというのもございます。買取り期間も若干の差異もございます。

そういうことでございまして、基本的にはこの両機関が両々相まって、いつときに市場に株が出ると、持ち合い株の解消という良い目的ではございますけれども、持ち合い株の解消のために市場が乱されると、そういうことを防ぐということ、それぞれが相まっていきたいと思います。ティア1超過額が現在のところ、十五年三月末でございますけれども、二・八兆円でございますので、日銀の枠と、それからこちらの残りの枠合わせまして三兆円ちょっとというところでございまして、大変いい状況の役回りではないかと考えているところでございます。

○林芳正君 ありがとうございます。

両々相まるといふ言葉でございます。正にそのとおり補完してやっていただきたいと思えますが、一方が少し大きくなるとこつちが引つ込んだというふうにならないように、これは、今日は日銀の方お呼びしておりますが、両々相まると政策目的が達成、お互い若干違った目的もあるようでございますけれども、やっていただきたいというふうにも思っております。

そこで、これは日銀のときにも質疑にあつたわけでございますが、今回の場合は機構でございますけれども、この機構による買取りですね、これが株式発行企業のガバナンスに影響を与えないのかということでございます。こういう機構、公的な性格を帯びておるわけでございますけれども、健全ないわゆる株主として機能するのか、この辺について提案者にお伺いしたいと思えます。

○衆議院議員(上田勇君) 機構が買い取りました

株式は、それを信託銀行の方に信託することになっております。そして、その信託をされた信託銀行が議決権を行使するわけでありましてけれども、それに当たつての機構の運営委員会が基本的な考え方を定めているところでございます。それは一つは、議決権行使は機構の経済的利益を増大することを目的として行われるということ、もう一つは、株主の利益を最大にするような企業経営が行われるような議決権を行使すること、そういうした考え方に従ひまして議決権を行使することになつております。

したがいまして、機構が買い取つた企業のコーポレートガバナンスについても、その信託銀行、信託を受けた信託銀行の方が適切に判断することになるといふふうに考えておりますので、いわゆるコーポレートガバナンスが低下するといふような懸念は少ないのではないかとこのように考えております。

○林芳正君 ありがとうございます。

それから、今回の改正で機構による株式買取り、これが増加するだろうと、まあ増加してもらわなければ困るわけでございますけれども、こういう指摘をする人がいるんですね。これによつて買取りが増えまして、いわゆる株式市場に対してゆがみ、ディスティーションを与えるのではないかと、こういうような指摘も一方であるようでございます。これはある程度は仕方ないところなのかと私なんかは思ふんですが、提案者としてどういふふうにお考えか、御答弁をお願いします。

○衆議院議員(江崎洋一郎君) これらの取得機構の役割としては、銀行の持ち合い解消ということ、加えて株式保有制限法、これらの要件によりまして銀行から株式が大量に放出されるということ、市場に一時的にゆがみが生じることを解消することを目的に機構、設立されたわけでございます。そういう意味で、今までが八%の拠出金というものをもつてなかなか機能が活用されてこなかつたという背景もあります。

そういう意味で、むしろ需給バランス調整と

いう意味で、一時的な制度改正、持ち合い解消という制度改正に伴つて需給バランスを崩すことの受皿ということでございまして、そう大きなゆがみはないというふうにも考えております。

○林芳正君 政策目的でもって持ち合いを解消していくということでございまして、そもそも最初のところでディスティートしているということであれば、それを解消するというものでありまして、うけれども、短期的に見ますと、どうしてもそういう指摘はぬぐい去れないのではないかなと、こう思いますが、これはやはり政策はどうしてもコストとベネフィットというものを考えなければならぬので、私としてはそういうことで考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そこで今度は、買うときのお話を今したわけでございますが、今度は、将来これずつと持つておくわけにいきませんので、どこかの時点で処分をする、こういうことになるわけでございます。が、このときに市場にやはり過度の影響を生じないように処分をしていくと、こういうことが求められるといふふうに思ふわけでございまして、もうこれずつと行われていることでございまして、でも、個人投資家の市場参加促進ということなども、買う側の需要創出というものを今からやっていかないと、なかなかここに持つてきたものを売り出せない、こういうふうにも思ふわけでございましてけれども、政府としていかに考えか、お聞きしたいと思えます。

○副大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただきます。

先生から大変重要な御指摘がございました。まず、機構の株式処分につきましては、これは委託を受けた信託銀行により行われることになるわけでありまして、処分については、基本的に株式市場の好調な時期に促進をして、そして低迷傾向が見られる時期に抑制することとされておりました。また処分時期の分散や処分する銘柄の分散にも配慮することとされておりました。こうしたこ

とを通じて市場にゆがみを生じさせないように行われるというふうに考えております。

また、今後の証券市場の活性化については、貯蓄から投資への流れを加速をし、そして、今まで証券投資を行ったことがない個人投資家を含め、多くの個人投資家の方々に参加をしていただくことが大変重要であるというふうに私どもは考えております。

こうした観点から、証券税制の大幅な軽減、そして簡素化を実現したところでございまして、また、今回、個人投資家にとって参加しやすく信頼できる証券市場とするために、身近な金融機関などで証券を購入できるようにするなどを内容とした証券取引法の改正及び公認会計士監査の充実強化を内容とした公認会計士法の改正が行われたところでございます。

さらに、私どもといたしましては、取引所、日本証券業協会など関係団体に対して、個人株主の育成・拡大に向けたアクションプラン策定を要請したところでございますが、関係者による個人投資家育成対策会議において六月二十三日に中間取りまとめが行われたところでございます。このうち、特に証券税制については、七月を証券減税PR特別強化月間と位置付けまして積極的な広報活動を実施しているところでございます。

これらの取組によりまして、個人投資家の積極的な参加が促進されるものと期待をいたしているところでございます。

○林芳正君 ありがとうございます。

今ちょうど十時半ですが、四十一円安ぐらいだそうでございますが、かなり最悪の時期から上がってきて、先ほど申し上げました個人投資家を引っ張っているのが外国人投資家だと、こういうふうになられておりますが、やはり外国人投資家、ポトフォリオを日本にリバランスする上で、今から改革が進んでいくんだろうという見通しの下に少しリバランスをしておる、それに触発されて個人投資家が出てきておる、こういうことでございますから、今、副大臣からお話がありま

したように、我々もここでいろんなことを議論し、また作ってきたわけでございますけれども、その運用をきちっとやっていきたいと思います。この見通しが現実のものになってくると、これが更なる株価の上昇につながっていくものと、こういうふう

に思いますので、政府また提案者の皆様にも格段の御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、政府参考人として金融庁検査局長佐藤隆文君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。おはようございます。今日は、株式取得機構の三木理事長と日銀の三谷理事におかれては、お忙しいところをどうもありがとうございます。

まず最初に、やみ金融法案の方ですが、私はこれについては特に質問はございませんけれども、竹中大臣には是非お願いをしておきたいのは、こういう御商売をされる皆様方は当然原資がなければ仕事ができないわけでありまして、その原資というのとは一体どこから回ってきているのだということ、確たることは申し上げられませんが、金融機関の皆さんの融資というものが巡り巡ってそういったところの原資になっているという話も聞かれますので、今後の金融機関の検査におかれては是非そういう点についてもしっかりと見ていただき

たいなということを冒頭お願いをしておきます。もし一言いただければ、はい。

○国務大臣(竹中平蔵君) 銀行の融資に、その個々の融資判断についてももちろんどうこう申し上げられる立場にはないわけですが、その社会的な影響、そうしたことは視野に当然のことながら入ってくるのだらうというふうに思っております。

委員の御指摘を踏まえて、我々としては日ごろの検査・監督をしっかりとやりたいと思っております。○大塚耕平君 それでは、株式取得機構の方の質問に入らせていただきたいと思います。衆議院の審議の議事録もすべて読ませてもらったんですが、繰り返しになって恐縮なんです、改めて今回の改正の目的についてお聞かせいただきたいと思っております。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 先ほども若干申し上げたところでございますけれども、委員御承知のとおりでございますけれども、株の保有が銀行経営に非常に不安定さを与えるということでござい

ますので、アメリカの制度を参考に、グラス・スティーガル法を参考に、これに対して株の保有を減らすということでしたわけでございます。その大目的、更に大目的というのは、株式の持ち合いで株式を保有する人に対する配慮が足りな

いという状況を直そうということもございましたけれども、いずれにしても、そういう状況下で法律が施行されてきたのは御承知のとおりでございますが、それを正すところで、要するに短期間に、二年八か月が当初でございます、今度お願いしまして二年、BIS規制の強化の延期に合わせまして二年をプラスアルファさせていただいたわけでございますが、

いずれにしても、四年八か月ということではございまして短期間でございまして、市場にそのまま出てくれば大変に市場が乱れるということでございますので、それを避けるために買取り機構を作ったわけでございますけれども、それが八

%の拠出をしなければいけないということで、BIS規制上オフバランス化されないということとで、現実問題としても二千二百億弱の買取りしかなかったというところがございますので、それを除去するとともに、国はリスクを公的目的のために取るわけでございますけれども、やはりリスクを最小限にするということで株式の販売期間を五年延ばさせていただくということでございます。

○大塚耕平君 衆議院の議事録を拝見すると、これはいつでしょうか、七月の四日の衆議院の財務金融委員会、植田委員に対する御回答の中で熊代先生がこういっておっしゃっております。

以前にも申し上げましたけれども、関係者に要請されたからといって、それが国民経済上あるいは国民の福祉上必要な非常にいい要請であるということを確認しなければ我々はしないわけでございますと言っておられて、こういうくだりが何回か出てくるんですが、当然、国民の要請に基づいて政策を立案していくのは当然のことだと思

いますので、これは自分自身は納得する答弁なんです、関係者から具体的に要請がありだつたと考えてよろしいでしょうか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 私自身に対しては別に個人的にはなかつたんですけれども、銀行協会等、いろいろな場面で御要請はあったということでございます、それが今お読み上げていただきましたように、国民経済上あるいは国民の福祉上有用なことであるという御要望であると考えて法案を作成したということでございます。

○大塚耕平君 直接は御要請がなかったというの、それはそういうことかもしれないんですが、与党として議員立法しておられるわけですので、この場合の関係者というのは、どういう方々からの要請であつたというふうに考えたらよろしいでしょうか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 銀行協会とかそういうところだと思っております。私自身直接聞いていませんので確たることは申し上げられませんが、銀行協会とかそういうことでございますが、我々議員

の中でも随分議論がございまして、これは手当てをしなればいけないという、私が直接動機といったしましたのは、議員の中で随分議論したことが直接の動機でございまして。

○大塚耕平君 三木理事長にお伺いをしたいんですが、今回こういう改正案が出てきているということで、これが成立した場合の機構としてのメリット、そしてそのメリットが何かということ、恐らく今、熊代先生にお伺いした、どういふ方々が要請をしたのかという話とも当然つながってくるわけですが、二点お伺いしたいと思っております。そのメリットは何かということ、今回与党の皆さんに要請をした関係者というのは銀行業界でいいのかどうか、この二点をお伺いしたいと思います。

○参考人(三木繁光君) 株式会社保有機構の理事長をいたしております三木でございます。

今の先生の御質問にお答え申し上げます。まず、機構としてのメリットということでございますけれども、これは、機構を利用しますのは銀行でございまして、銀行にとりまして今回の法改正によりまして大変使い勝手のいいものになるということ、私どもの機構にとりまして本来的な役割を果たし得ることがメリットだと思います。

先ほど来お話をしていると思えますけれども、すなわち、銀行にとりまして、売却時の拠出金、これがなくなると、売却が真正のといえますが、本当の売却になりますので、これによりましてバランスシートからオフされると、これによりまして自己資本比率が向上するとか、それからリスクがなくなると、こういうメリットが非常に大きい。そのほかのメリットもございまして、機構が本来の役割を果たし得ることだと思えます。それからもう一点、こういうことにつきましても、御要望、これについてしたのが銀行協会かというところでございますが、銀行協会を中心としていることでお考えいただいてよろしいと思えます。

の法律ができる時点から、私どもは、この特に拠出金につきましても、そういうことはなくしていただきたというところは申ししておりますし、その後も申し続けております。

以上でございます。

○大塚耕平君 ありがとうございます。今、機構の本来の役割という御発言が二度ほどあったわけですが、そもそも論で恐縮なんです、株式取得機構の本来の役割、設立の目的というのは、改めまして、何であつたのでしょうか、そこを聞かせていただきたいと思います。理事長にお伺いしたいと思います。

○参考人(三木繁光君) お答え申し上げます。

これは、先ほど熊代先生もお話しされたこととございまして、銀行と一般事業法人との間の持ち合いが非常に大きくなって、これが銀行の経営上大変リスクの大きくなっておつたわけでございます。この解消を限られた期間の中で行うというこの中で、株式市場への影響を大きくなく、かつ金融機関がリスクを軽減するために株式を削減していくためには、今回討論になっておりますところの株式取得機構、こちらで保有していただく、私どもは保有今しているわけですが、それが日本経済のためにもよろしい。したがって、保有機構がこれでも、持込みが少ないんではその目的は達せられない。したがって、先ほど申し上げました本来の目的を果たし得るということは、持込みが増えるということで、当初の趣旨に合うことだと存じます。

以上でございます。

○大塚耕平君 今、その株式の持ち合い解消を激変緩和を考えたがやつていくのが本来の目的だ、という御発言だと思ふんですが、先ほどと同じく、七月四日の衆議院財務金融委員会の議事録を拝見しますと、五十嵐委員の質問に対する三木理事長の御発言として、「お取引先の方から見ますと、自分の株式が市場に出るといふことは非常に神経質でございまして、やはりこれが機構等で長期間保有されるということについて非常に魅力

を感じ、それならばという形で、銀行が保有制限に従つてこれを縮減しているという事実がございまして」と、こういうふうな御発言になつておるんですね。

そこで、もう一回確認をさせていただきたいんですが、今回、与党の皆さんの議員立法の言わばモチベーションとなつた関係者の要請というのは銀行業界だけなんですか、それとも発行企業の皆さんもこれを要請していただけたらどうか。これは、発議者の皆様方と理事長と、両方にお伺いしたいと思います。

○参考人(三木繁光君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、衆議院の参考人に出ましたときにそのように申しました。現実にとり先からは、株式の売却といいますが、銀行にとつての削減なわけですが、これを進めなきやならない、総論としてそれは分かるけれども、自分のところの株式について、この時点でまだ株式市場がずっと低迷してきたことも背景にあったかと思ひますけれども、それは大変厳しいというお話は随所で出ております。

そういうことで今回の改正をお願いしているわけですが、ただし、今回の改正につきましても、要望といふのは、これは銀行サイドということとございまして、一般事業サイドから直接そういう御要望があつたということはちよつと承知しております。一般企業にとりましては、八割の拠出金がないという事情もございまして、銀行側は非常に希求しておりましたけれども、一般事業会社からではないと私は存じております。

以上でございます。

○衆議院議員(江崎洋一郎君) 今、三木理事長からもございまして、私も発行体からの要請ということについては特に聞いておりません。しかしながら、保有機構そのものがいわゆる持ち合い解消の受皿として、発行体企業にとつては、どういふ手順で自分たちの株が機構が買収してどのタイミングで売られるかというその不安感というか、行き先がどうなるんだということ

についての明確な運用基準というものが公表されていない。その部分についてはやや使い勝手というか、行き先がどこへ行くかという心配もある。機構にはなかなか、受け入れることに限して銀行と事業法人との間の話合いの中でまともな話という話は仄聞はしております。しかし、今回の改正に、その部分について直接言及された改正といふのはございせん。

○大塚耕平君 それは事実関係は私もよく分かりますが、三木理事長が衆議院で言つておられるように、やはり発行企業の皆さんにとつても潜在的には保有機構に長期間持つてもらうと有り難いというお気持ちがあるのかもしれないが、翻つて、そうであるとする、本当に株式の持ち合いというものを、日本の銀行や企業の皆さんあるいは金融庁の皆さんは本当に解消する気があるのだろうかというのがや疑問に思えてくるわけでありまして、これが例えば五年間とか、せいぜい七、八年ならともかく、随分先まで長期間保有されるわけでありまして、私が例えばマーケットの投資家の一人であれば、やはり日本株のトレーダーであれば、どうもこれは日本の株式持ち合いというのは実質的にはなくならないという印象を持ちますし、それから、やはり機構が持つことになる株と機構が全く長期間塩漬けにしない株で、発行企業の評価とか、それから価格形成というのはいろんな意味で、先ほど林委員もおっしゃいましたが、ディスティンションが生じてくるわけでありまして、そういう、どれがどつちなのかというのは判断が付かないけれども、多分そういう意味でゆがみが生じているだろうと思ふだけで、例えばトレーダーである私は、やっぱり日本株というのは信用できない、短期的なデیلیーリング益は出したとしても長期間持つのはやめようという、こういう気分になつてしまふと思ふんですね。したがって、私はやはり、何か善かれと思つて、金融庁の皆さんも与党の皆さんも善かれと思つてこういう制度を作り、そしてまた今回改正をしていくわけですが、言つてみれば、最

近少年犯罪等がいろいろ問題になっておりますけれども、銀行の皆さんが少年であるとは思いませんけれども、健全に育つてほしいと思つていろいろ手を差し伸べると、かえつてわがままに育つてしまふというようなところもあるのではないかと気がして、激変緩和が必要なのではないかとますけれども、何事も過ぎたるは及ばざるがごとしでありまして、やや長過ぎるのではないかと、期間が。そして、その保有制限、機構の言わばサンセトリミットが近付いてきた段階で、まだ株式市場が脆弱だからもう少し保有期間長くしようというのなら分かるんですけども、衆議院の方では我が党の永田委員が随分一生懸命聞いていたけれども、まだ随分先が残つてゐるのに何で今ごろ早々と保有期間延長するんだというようなことも言つておりましたが、いろいろるる申し上げましたが、この辺りについて竹中大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) たいだいま大塚委員が指摘された問題は、極めて本質的な、ある意味で政策論の本質の問題であつて、かつ、最後は判断の問題にはなりますが、大塚判断の難しい問題であるというふうに思います。

この買取り機構の議論がなされた当初から、また日本銀行があのようない買取りの政策を発表した当初から、やはり専門家の間では非常にそうしたことを懸念する声があつたということも事実であるうかと思ひます。激変緩和は必要だけれども、それが行き過ぎると、やはりモラルハザードというか、市場の健全性を損ねる可能性がある。

ただ、あえて一つの判断の根拠を申し上げるとすれば、株式市場の価格というのは常に将来の期待収益率を現在価値に置き直したようなところの均衡値で決まつて、マーケットはそれを合理的に判断しているはずだという一方の考え方に対して、いやしかし、そうはいつてもやはり短期的には目の前の需給に物すごく影響を受けているじゃないかと。我々はやはり、ここ一年、二年経験したことは、このやはり目の前の需給の影響というの

が非常に大きい。これが、持ち合いの解消とかいろいろありますけれども、非常に短期的には、例の年金の今の売り等々にも併用されているというふうに思ふんですけども、そうしたことを考えると、やはり今の状況から現実的な判断としては、こうした激変緩和という部分にある程度少しウエイトを置かざるを得ないのではないだろうか。本質的には大塚、御指摘の点、重要なことをたくさん含んでいると思ひますが、私としては、そうした意味での長期的な均衡価格と目の前の需給関係、目の前の需給関係をやはり若干重視してこうした対応策を取ることが重要であるというふうな判断をしております。その分、長期に保有する中で、やはり適切にこの機構は株式を売却して、必要以上にこうした措置が長引かないような、そういう配慮をしていくことは極めて重要であると思つております。

○大塚耕平君 考え方としてはおっしゃるとおりだと思ふんですね。いかなる制度や政策であつても、本来の最終目的と、今回でいいますと株式の持ち合いの解消ということと、その激変緩和と両方をにらみながら落としどころを考えていくというのは、これは当然のことだと思ふんですが。

どうも当委員会でも竹中大臣といひるもう二年にわたつて議論をさせていただいていて、大臣になられる前よりも随分大臣のお考えが激変緩和の方にずつとつていっているような気がするんですが、大臣になる前に見えなかつたことで、大臣になると何か見えたことがあつてそのようにスタンが微妙に、スライスカからフックに変わったのか、フックからスライスに変わったのか分かりますけれども、何かお立場が変わられたような気がするんですが、金融庁の御担当になつて何が見えてきましたか、今まで御存じなかつたこと

で。○国務大臣(竹中平蔵君) 自分では変わつていないといふふうには思つておりますが、これはしかし委員の御指摘は御指摘として受け止めたと思ひます。

実際に政策の担当をしてやはり改めて感じることは、あえて申し上げれば、やはり情報はなかなか不完全であつて、情報が完全であればいろいろな意味でのメカニズム、均衡値を目指した動きというのは早まるわけですけども、情報はなかなか不完全である。例えば、私が政策的に申し上げたこともメディアではなかなか正確に伝わらないといふことも含めてございましてけれども、その意味では、情報の不完全といふことをやはりある程度考慮に入れて現実的な政策対応を取らなさいといふ面はかなりあるのかなといふふうには思つております。

○大塚耕平君 なかなかメディアが正確に伝えてくれないといふのは私も感じていて、いろいろ情報発信するんですけども、金融庁の皆さんも広報体制がきちんできていて、記者クラブに対する情報統制もしておられるので、なかなかこちらが記者の皆さんにプリーフィングしていることが正しく報道されないといふのは私もそう思ひますので、しっかりと私もやっていきたいと思ひますけれども。

今日は日銀にもおいていただいているんですけども、日銀のこれまでの株式の取得実績等々は、これは衆議院の方でも数字一杯公表しておられますので細かい数字は結構なんです、一点だけお伺ひしたいのは、現在まで取得した銘柄数と、取得する際には当然基準があるわけですね。ところが、取得した後に企業の業績が下がつたりして基準以下に例えば格付が下がる先があるわけなんです、現在までに取得した銘柄数と、及び取得後に取得基準以下の格付に低下した銘柄数についてお伺ひしたいと思います。

○参考人(三谷隆博君) お答えいたします。先生のせっかくの御質問でございまして、けれども、買入れ銘柄に関する事項につきましては、株式取引への不測の影響等を回避する観点から、現にこれを公表しないような扱いとさせていただきます。なお、日本銀行は、買入れました後、仮に格

付が下がる、そういった場合でもこれは直ちに売るといふことは私どもはやっておりません。それによつてかえつてまた市場にいろんな不安を、不測の不安を与えかねないということもありまして、これは下がつたからといってこれを理由とした売却はしないこととしております。

○大塚耕平君 機構に対しても同じ質問をさせていただきますが、これまでの取得銘柄数と、取得後に基準以下に下がった銘柄数をお伺ひしたいと思います。

○参考人(三木繁光君) お答え申し上げます。取得しました銘柄数及び取得後格付が下がりました銘柄数ということにつきましては、ただいまも日銀の方からもございましたように、市場において不測の憶測を呼ぶといふことの危惧もございしますので、開示しないことと御理解願ひたいと思ひます。

ただし、買取りの金額は公表しております、二千二百億といふことで、金額的には二千二百億円でございます。

○大塚耕平君 日銀も機構も同じお立場を取つておられるわけですが、もう一度日銀と機構に同じ質問をお伺ひしたいんですが、三谷参考人も三木参考人も、取得基準以下に格付が下がった銘柄の数を公表すると不測の事態が生じるとおっしゃつておられるんですが、具体的にどのようない影響があるといふふうにお考えなんでしょうか。両方にお伺ひしたいと思います。

○参考人(三谷隆博君) 例えば、買入れた銘柄数を公表いたしますと、一体どの会社の株を買つてゐるのかといふことについて一定の思惑が生じかねないといふこともございまして、し、仮に、それがそもそも見えていないところで幾つ格付が仮に下がつたといふふうなことが表に出ますと、どこだどこだといふ話で、不完全な情報の下でいろんな動きがこの株式の市場に起きかねない。株式市場といふのはいろんな思惑等で動くものでございまして、そういうところには

やつぱり厳正に配慮してまいりたいというふうに考えております。

○参考人(三木繁光君) ただいま三谷参考人が御答弁されたのと同じ理由でございます。

○大塚耕平君 これは考え方の違いです。から禅問答をしてもしょうがないと思いますが、取得機構が設立される際の審議の中でも申し上げましたように、仮にこの取得機構の設立目的や今の運営のスキームにそれなりの合理性があったとしても、例えば取得後に基準以下に下がった企業があらると、取得時に基準以下の企業から見ると不公平感、これは否めないわけでありまして、どうして、例えばシングルBまで下がった先は持っているのに、うちはダブルBなのに持つてくれないんだとか、そういう不公平感はないわけであります。

したがって、やはり激変緩和のための制度や政策も、先ほども申し上げましたように過ぎたるは及ばざるがごとしでありますので、例えば基準以下に下がった先については、すぐ売るというのはいかがなものかと思ひますので、例えば三か月以内に放出をするとか、それはその内規までは我々に公表していただかなくて結構ですけれども、やはりその公平性を維持するようなルールというのは機構や日銀の中で御検討いただかないとまずまずその不透明感というものが増すわけでありまして、その辺は是非運用の改善を図っていただきたいなと思ひます。

あわせて、全体に何銘柄取得したのかということが公表されますと、これは確かにいろいろ思惑は呼ぶと思うんですね。例えば、機構の場合ですと、二千二百億で十銘柄しか持つてないということになりますと随分たくさん買っているんだなというところになります。例えば日銀ですとかかなりの銘柄数を持つておられると思ひますので、そのうちそういう格付が下がった銘柄があるのかないのかぐらいは情報公開されてもいいんではないかなど。銘柄数までとは言いませんけれども。

ある、ただし三か月以内にはそういうものは放出する予定であるということで、三か月ごとにそういう銘柄が現存しているかどうかだけでもおっしゃるかおっしゃらないかで随分運用が改善されると思ひます。少なくとも日銀の資産の健全性に対する見方は変わりますね。そこをお答えにならないと、ああ、格付が下がった先もあるんだなという邪推を呼びまして、あれこれ言う人も出てきますが、いや、そういう銘柄は今現在二銘柄だけれども三か月後にはなくなっていると言っただけでこれは基準以上の銘柄だということが担保されるわけですから、その辺は是非運用の改善をお図りいただきたいなと希望を申し述べたいと思ひます。

日銀にも一つお伺ひしたいんですが、これで改正案が成立しまして、機構の方の取得額がどんどん伸びていった場合に、日銀としてこの株取得というこの政策から撤退する御意思があるのかどうかも含めて、今後の方針についてお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(三谷隆博君) お答え申し上げます。先生御承知のとおり、日本銀行の株式の買入れは、金融機関の保有する過大な株式、それにゆえんする株価変動リスクをできるだけ軽減し、かつそれを促進していくということでございます。これまでで、私どもの買入れスキームだけではなくて、市場での売却とか相対での売却も含めてそういった金融機関の株式の処理の促進というのはかなり図られているなというふうに思っております。これに機構が出ていただければ更にその実を増すんだらうというふうに思っております。

なお、私どもの買入れスキームにつきましては、御承知のとおり、原則として今年の九月末までというふうなあらかじめ公表してございます。今のところは相応の成果も上がっているという判断の下で、これを延長することは考えておりません。

○大塚耕平君 例えば、この八%ルールがなくなつて機構にどんな株が集まるようになりまし

たら、どこかの段階で日銀がもうお持ちになつていてる株を、取得期間はもうすぐ終わるわけですが、けれども、機構の方に移管をされて、もちろんその資金的な裏付けというのは何らかの形で日銀が手当てしなくちゃいけないかもしれないんですが、株式保有を機構に一元化するというお考えはないですか。

○参考人(三谷隆博君) 私どもで購入しました株式は、五年間といひますか、十九年の九月末までは保有し続けて、それから後に市場の動向等を見ながら売却するというスキームをあらかじめ公表いたしてございます。したがって、今の私どもの買入取つたものをいずれ機構に肩代わりしていただくとか、そういうことは全く考えておりません。

○大塚耕平君 日本の経済はまだ非常に脆弱な状態で、この先も何が起きるか分からないわけでありまして、できれば、中央銀行という組織や機能もできるだけ通常の状態に戻して、何か起きたときに対応するという体制を整える方が、言わば想定外の影響とか想定外の展開ということが少なくなりますので、もし機構がちゃんと機能され始めましたら、本来日銀の通常業務でないことについては全部機構に移管をして、日銀がオーソドックスな形で存在をしているという状態を作られた方が、今後、何かまた別のことが起きたときに対応できるその対応余力も拡大すると思ひますので、私の個人的な意見としては、是非とも、せつかくこれは与党の皆さんが改正案を出しておられるわけですから、改正案の目的どおりに機構がうまく回り始めたなら全部その業務は機構に一元化するというのをされた方がいいであろうというところを意見として申し上げておきたいと思ひます。

さて、日銀についてはもう質問ございませんので、もしあれでしたらお引き取りください。最近、新聞で、竹中大臣がというよりも金融庁が今月中にも大手行の皆さんに業務改善命令を出すという報道がなされているんですけども、こ

の業務改善命令を出すというのが本当かどうかということ、もし出したら、この株式の保有に關して何らかの指導なり指摘をされるのかどうか、それについてお伺ひしたいと思ひます。

○副大臣(伊藤達也君) 今、先生からお尋ねがあった報道があることは承知をいたしておりますが、私どももいたしましては、各銀行が株主総会を経て決算が確定をしておりますので、その決算の中身を今精査をしている段階でございます。したがって、特定の先に対して業務改善命令を発出すると決定した事実はないと思ひます。

こうした状況でございますので、業務改善命令の発出を前提とした仮定の御質問についてはお答えができないことについて、御理解をいただきたいと思います。

○大塚耕平君 まあとにかく、一刻も早く日本の金融界がかつてのような、日本は金融界が盤石だから経済もうまくいっているんだというように内外から言われるような状態を取り戻していただきたいと思ひますので、業務改善命令も含めて、行政が使い得る手段をしっかりと駆使して御対応いただきたいと思ひます。

また、銀行業界の皆さんからごらんになると、確かにマクロ経済全体の影響でこうなつてしまつていっているんじゃないかなという御意見も、それは私も理解できます。前からこの委員会でも申し上げていますように、それは理解できるところであります。

また、税制等の問題についても、いろいろ本来政府がやるべきことについてやってくれないことが銀行の経営を一段と苦しくしている、ないしは経営の選択肢を狭めているんじゃないかという御意見もあるわけでありまして、そこで、塩川大臣にお伺ひいただきましたのでお伺ひしたいんですが、五月二十九日の当委員会、不良債権処理に絡んで、無税償却について、これはやつぱり早く認めるべきじゃないですかということをお伺ひして、大臣は、六月中にも結論を出しますとはつきりこうおっしゃつたわけでありまして、も

○大塚耕平君 結論に対する認識が多分ちよつと違つたと思うんですけど、そうすると、じゃ、範圍をどこまでにするのかという問題について金融庁とよく相談して考えていきたいという御回答だったんですが、それについてはいつごろまでに答えが出るかというのは何か明示的な時期

○政府参考人(渡辺博史君) お答え申し上げま
す。

なっていると。そういう中で、ちよつとした
ニュースがありますとかかなり大きく振れるという

すか、局長。

○政府参考人（渡辺博史君） お答え申し上げます。

新聞で言われておりましたような意味でのオール・オア・ナッシングということであれば、私もそのような方式は取っておりません。

○大塚耕平君 塩川大臣、初めて聞きます。私も為替市場の関係者に聞きましたけれども、つまり、財務省がある水準で、例えば百十七円でドル

買いを出して介入が始まると、マーケットの関係者は、あつ、財務省・日銀が介入に出てきたなというふうに分かるものですか、何となく、そうすると、これは少なくとも百二十円ぐらいまではドルが押し上げられる、円が押し下げられるなどと思うと、当然、もうけたいと思う人たちはドルを買ってドル買いポジションを作るわけですね。

これは別に為替市場特有の用語じゃないですが、竹中大臣は御承知かと思いますが、バンドワゴン効果と言って、バンドががちゃがちゃ音を鳴らすと人が寄ってくるみたいなことを称してそういう言い方をしますが、つまり、そういう介入が始まると、ほかの人たちが付いてきてドル買いがばあつと膨れてくると、ある段階まで来ると、本来は例えばA銀行に出した注文、財務省の要請に基づいて日銀がA銀行に出した注文なんだけれども、それをそのまま財務省・日銀、つまり政府が持っているというふうになるわけですが、けれども、それを、バンドワゴン効果が出てきたところで、じゃもうそれはA銀行さんの独自のポジションにしたいよという、今までは全部政府のポジションだったのをナッシングにしたいから全部A銀行の独自のポジションでやりなさいという、ポジションの言わば所有権を渡しちゃうというふうなことが行われているんじゃないかということになりまして、今、渡辺局長が、いや、そんなことはないというふうにおっしゃるわけですが、そんなことはないことはどうやって証明できますか。

○政府参考人(渡辺博史君) ないということを確認しるというのは悪魔の証明でございまして、難しいゅうございしますが、信頼していたくしかありません。

ませんけれども、今、委員が御指摘のような形のものについては、そういうことはやっておりますんで、本来の、いわゆる指し値なら指し値のところ、契約が既にあったものについては外為特会の方で最終的に処理をしているということでございします。

○大塚耕平君 さすが政府、与党は一体でありまして、フセインがいけないからといってフセインが存在しなかったと証明できるかというあの小泉さんの答弁と似たところがありまして、ないことを証明するのは悪魔の証明で、ないことを証明できないからあつたとは言えないというのは、これはレトリックとしてはそのとおりであります。是非そこはよく調べていただきたいなど。調べずとも事実上局長の頭の中にあるのかもしれないが。

私も、別に何か具体的なエビデンスがあつて申し上げているわけではありませんが、火のついたところに煙は立たないわけでありまして、特にマーケットというのは、なぜ半年間で年間最高額を超えるような介入をしていてもなかなか円安に進まないのか。例えば、今の話が本当だとすると、本当だとすると、ポジションを政府からもらったA銀行というのは、ずっとドル高が進むと思つていれぱずつと持っていればいいわけですが、どこかの段階でやっぱ反転するんだと思うと、ドルを売って利益を確定しなければならぬわけですね。

どうも、これほどの介入をしても効かないというのが、マクロ経済上の何か大きな理由だけなのかという、私はそうではないような気がして、政府が一生懸命介入して、ある段階でしかしバンドワゴン効果が出てくるとポジションを金融機関に渡して、金融機関は利益を確定するためにどこかで売り抜けるということをやっていると、百十五円から百二十円ぐらいの間をぐるぐるぐる回っているわけですが、ポジションは、そういうことでもない、これだけの介入をしているのになかなか効果が出ないということについては、

たから見ていけると理解ができません。竹中大臣はどのようにお感じになりますか、ここまでの話を聞いて。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと私の所掌ではありませんが、技術的なことも含めて余りお答えできる立場にはございません。

しかし、もしもおっしゃるようなことが本当であれば、バンドワゴンエフェクトというのは一種の情報の外部経済効果があるということでありまして、それはそれで長続きしないというメカニズムも働くのではないのかなと、そのようにも思いますし、技術的には私も勉強をさせていただきたいと思ひます。

○大塚耕平君 財務省の国際局と金融機関の皆さんの関係をもつては、昔から例えばドル預託、政府の持っているドル資金を大手行の皆さんにかなり安い金利で融通して、それを運用すること、利益を上げていただくという上げさせるとか、それから為替介入に関しては、今申し上げましたスキーム、以前には収益支援のために、手数料を落とすために特定の先を念頭に置いてやっていたとか、これは事実だとは言いませんよ、そういうことが言われているという中で、今回もう既に半年で七兆円を超える介入をしているわけでありま

すね。これは当然、決算が終われば、どこの銀行の為替売買高が極端に多いか、どこの銀行の為替売買高がほかよりずば抜けて多いかというところは当然確認ができるわけでありまして、例えば特定の銀行がずば抜けて売買高が高いという実績が出てくると、いつの間にかそんなに上手になったのかしらということとはみんな不思議に思うわけでありまして、そういう数字は私のみならずマーケット関係者はみんな見ているということをは是非念頭に置いてやっていた、だいたい。こういうことが日本金融市場の不透明さを増しかねないわけでありまして、財務省におかれてはよく考えてやっていた、だいたい。金融庁におかれても、これはつまり金融機関の収益支援ではないかという

ふうに言われているわけですので、竹中大臣の所管でもあられると思ひますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、渡辺局長に、何か御所見があればお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(渡辺博史君) 先ほどの委員のお言葉でありまして、火のついたところにも煙は立つ場合があるというふうにおっしゃいます。今の御指摘のままで終わつてしまふと、非常に不透明なところがあるというところで終わつてしまふので、ちよつと一言申し上げたいと思ひますけれども、今御指摘のようなことについては私も、今御指摘のようないふことも現在考えてやつてはいるわけではありま

せん。ただ、いずれにせよ、各行の為替の受入れ手数料が幾らであるか、あるいは私どもの方がトータルで幾ら為替手数料を払っているかということは決算で分かるわけでございますから、それはその段階で御判断いただければいいと思ひます。○大塚耕平君 お言葉ではあります、マーケットの皆さんもデータは一杯持っているわけで、例えばどこに手数料がたかさん落ちていくのかとか、どこに取引がたかさん注文されているかということ、もうこれはおのずと数字は推定ではありま

すけれども出てきますので、やはり、これは金融機関の経営データについても同じですけれども、やはりもう今、十五年前とか二十年前とは違つて、金融機関あるいは金融市場に関するデータをみんな分かつていますから、分かつていていふことを前提にいろいろやつていただかないと、結局、不透明感、不透明感を増すことになりかねないというところを私の方からは申し上げたいと思ひますし、局長がそういうふうにおっしゃられるんですしたら、火のついたところにも煙は立つんであるならば、火はないという、つまりないということを確認する努力もされないと、これは行政としては万全の努力をしておられるということにはならないというふうにおし上げておきたいと思ひます。

為替の關係についての質問は以上でありますので、もしお忙しければお引き取りください。

さて、心残りといえば、東京海上さんの件はまだ一杯質問をしたいんですが、本国会もこれが最後でありますので、幾つかだけ確認をさせていただきたいと思います。

大臣、答弁書をお持ちですか、この間私にいただいた答弁書は。

問題点は一杯あるんですけども、せんだつて第一委員会室でやらせていただいたときに指摘をさせていただいて、高木長官が結局何もお答えにならなかった部分なんです、行政手続法の三十二条二項に、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」というくだりがある、その前の委員会のときには、三十四委員会室でやったときには、高木長官は、私は不利益処分をしようとしたんですというふうにはつきり認めましたからね。かつ、今回の強要とか恫喝ではなくて行政指導の範囲内だとすると、この三十二条の二項に抵触すると思うんですが、そこは大臣のお考えはどういうお考えですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) あの時点で高木長官もしつかりと御答弁しておられたというふうに思いますが、基本的に委員の御指摘は、行政指導をしましたと、それにもし従わないからというその固有の理由で行政処分をする、これはやはりあつてはならないことだということだと思ひます。

その点について、一般論として、繰り返し言いますが、行政指導をしました、しかし言うことを聞かなかつたのでこれを処分いたしましたということであるならば、それを理由として処分したということであるならば、これはやはり違反になるというふうに思ひます。ただし、今回の場合は、このまゝいふと行政処分をせざるを得ないような状況が出現する、それを手をこまねいてるよりは行政指導をしてきちつとやっていた方がよいということでありまして、もしその行政指導に従わなかつたら当初予定していたとおりの行政

処分をするということでありまして、行政指導に従わなかつたから行政処分をするというのでは、これはもうおのずと違ふ事例であるというふうに思つております。

私もそのように理解しておりますし、高木長官もそのような趣旨のことをお話しされたのではないかなというふうに思つております。

○大塚耕平君 今の御答弁も論理矛盾がありまして、そうすると、行おうとしていた行政指導の内容と、その結果として生じるかもしれない不利益処分とは因果關係がないことをやろうとしていたということですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ここでのそのやり取り等々が、これは個別には、繰り返しありますが、個別のやり取りは確認できないところもあります、したがつて一般的なストーリーとして申し上げるならば、そもそもこのまゝでいけば不利益処分をせざるを得ないような状況が出現する、このまゝでいけばですね、生起をする。

これは、結果から見ると、そのようにやらせて不利益処分をすればいいのではないかとこの考え方が一方であるかもしれないけれども、そうであるならば、それによつて多大な金融システムに影響が出るということであるならば、これを手をこまねいて放置しておくわけにはいかない。だから、結果的に不利益処分をすればいいという話ではなくて、やはりそうしたことが出現しないような、不利益処分の原因となるようなことを、そのものを行政指導で是正させたいという、そういう場合を今想定しているんだと思ひます。

もしそうであるならば、これはそのように、行政指導のとおりやらなかつた。それは、そうすると当初予定していたとおりの行政処分をやるということにあくまでなるわけでありまして、行政指導の結果云々によつてこの行政指導の本身がかわつていくわけでもございませぬし、繰り返し言ひますが、当初、このまゝでいけば行政処分をせざるを得ないような状況が出現する。できればそれを止めたいと思うけれども、止められない

かつたから当初予定どおり行政処分をする、そういう場合を想定しているんだと思つております。

○大塚耕平君 このまゝでは不利益処分をせざるを得ないような状況になるという、その、このまゝというのと、不利益処分をせざるを得ないような状況というのは、これは具体的にはどういうことですか。今おつしやつたフレーズです。このまゝにしておくと不利益処分をせざるを得ないようなことになる。このまゝとは何で、不利益処分をせざるを得ないようなことになるということと、これはどういふことですか。具体的に教えてください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 最初の報告書の中に書かせていただいたと思ひますけれども、保険の大口として求められている統合相手方に対する調査を尽くしていないことに起因して、その結果、市場に重大な影響を及ぼす。これがそのまゝいけば、そういうような結果、これは不利益処分の対象になることである。これを、ですから、市場に重大な影響を及ぼすようなことになるというのを阻止したいということで行政指導をしようとするわけでありまして、その結果、万が一にもそれがうまくいかなくて重大な影響を及ぼすようなこととなれば、これは当初予定どおり、繰り返し申しますが、不利益処分の対象になる、そういうことだと思ひます。

○大塚耕平君 財務省と金融庁は今立場が組織として違ふわけですから一緒に考えたくないですが、今言つていたお話は、きつきの渡辺局長の話と論理的に接点があつて、つまり十分な調査をしていなかったことによつて合併が破談になるなら、それは東京海上上たものかという、こういうロジックになつていふんですが、東京海上は十分調査をしたと言つていふわけですし、その時点では利用可能な情報ではそれが分からなかつたと言つていふわけですから、もし例えば財務省が、さつきの話で、そういう事実はないということ、ないことを立証する責任が役所になつたというなら、同じように東京海上側にも、十分に調査を

していただかないことは悪いという、ないことを立証する責任は東京海上側にもないわけでありまして、何だか一休さんの禅問答をやつていふやうで恐縮なんですけれども。

やはりこれはもうだれが聞いていても、今回、竹中さんの答弁、相当苦しいんですよ、苦しい。いや、苦しいと思ひますよ。

こゝまでして、言わばいろいろと理屈を上塗りしていくことによつて守られる利益よりも、それによつて失つてしまふそういう利益の方が多分大きいんじゃないかなと思ふからこゝそしつて聞くに聞けるわけでありまして、この閉会中に決着しなければ、次期国会もいろいろ材料を御提示してやつていきたいというふうな思つていふわけでありまして。

例えば、最初に御開示いただいた答弁書に、五ページに、ヒアリングの結果によれば、本件会談の時点で高木局長は、場合によつては保険業法第百三十二条ないし百三十三条の処分権限を行使しようと考え、部下に検討を命じていたものと認めることができ、それゆゑ、まず処分権限を行使する意思はあつたものと評することができると指摘しております。そして、そのページの最後に、行政処分の可能性があつたものとして、本件は処分権限の行使ができない場合には該当しなかつたものと考えられると指摘しております、こういうふうになつておるんですが、これはやつぱり素直に読むと、もう一回三十二条二項を読みますけれども、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかつたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」に該当すると思ふんですが、竹中大臣の御答弁というのは、いやいや、そうじゃないんだと。行政指導に従わなければ当初想定していた処分をしようと思つていたわけであつて、行政指導に従わなかつたから不利益処分をするわけではないんだという、こういう今ロジックを展開されたんです。

それは多分、金融庁の中でいろいろ議論をした結果、それでいふことになつていふと

思うんですけども、当初想定していた処分とは何なんですか、じゃ。当初想定していた処分というのは。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、そうまでして守ろうとするものは何かという御指摘もございましたが、繰返し申し上げますように、金融庁は非常に大きな責任を負っておりますし、その担当大臣として私も、法令遵守のしっかりとした体制を作らなければいけない、それをしっかりと進めていかなければいけない大変大きな責任を負っているというふうに思っております。その意味で、今回も日本を代表する法令遵守の専門家の方々の力もかりまして、きっちり私なりに納得できる調査をして御報告をさせていただいているつもりでございます。

今、第一の報告書の五ページのところでお読みいただいた部分に関しては、これは行政手続法に沿っていたかどうかを解釈する場合の第三の論点として、あそこ行政手続法の趣旨というのは、いわゆるやる気もないのに、ないしは本当はやることもできないのに、それをプラフを掛けるような形で行政指導をしてはいけないんだよ、そういうことを書いていて、そのとおりそれが守られているかということに関しては、決してやる気がなかったわけじゃないと、本当にちゃんと調べていたと。それで、できないことをやろうとしたのではない、これはきちっとできる範囲の中に入っていたと。そのことを今書いているところを委員はお読みをくださったわけです。

当初想定されていたということに関しては、これは正に保険業法の百三十三、百三十二というところで読まれるような、公益を害することに結果的にはなってしまうと。そういうことが当初想定されていた不利益処分ということになります。ここでもう一つ御留意いただきたいのは、そういうことがあり得るということを想定して、ここでは法律的な議論をしていると。そこで、先方の森副社長も、いや、ブレンスストーリーミッシング的な議論であつたという言い方をしておられるのだと

思っております。委員に対するお答えとしては、当初想定されるというのは、その公益を害するという問題、公益を害する中身というのは、調査を尽くしていないことを起因として、その結果、市場に重大な影響を及ぼす、これは公益に害することとなる。これは当初想定される不利益処分の内容であるということでありまして。

○大塚耕平君 そうすると、当初想定していたのは、東京海上がA生命保険と合併をしないことが、合併をつまみ撤回することが公益を害する可能性があると。思ったから百三十二条、百三十三条だと、こう言っているということですね。それでよろしいですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的にはそのとおりであります。

同社の一連の行為が、保険のプロとして求められている統合相手方に対する調査を尽くしていないことに起因して、その結果、市場に重大な影響を及ぼすこととなれば、保険業法に基づく行政処分の対象となる可能性がある。

これは、当初というふうに言いましたけれども、当初想定されるものであつて、万が一にもそのとおり行政指導に従わないでそういう状況が起きた場合は、これは事後的にもこういう考え方に基づいて行政処分をするということになるわけですね。

○大塚耕平君 しかし、そうだとすると、行政指導の内容は予定どおり合併しないという行政指導なわけですから、当初想定していた処分というのが合併撤回や予定どおり合併しない場合の公益に対する影響を考慮して百三十二条、三十三条の適用を考慮していたということ、仮に後付けで、後付けで行政指導の内容が出てきたとしても、行政指導の内容が予定どおり合併を求めることであつたり合併撤回を、撤回を撤回することだとして、これは両者には明らかな因果関係があつて、三十二条二項に私は抵触すると思ひますが、今日は総務省にもおいていただいていますので、一応総務省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。行政指導につきましては三十二条で、その第一項の方で一般原則が掲げられておりまして、その一つとして、行政指導の内容があくまで相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならぬということが書いてあるわけでございます。したがって、その二項で、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないという、そういう意味で任意性を担保する原則が掲げられておるわけでございます。

不利益な取扱いと申しますのは、行政指導に携わる者が行政指導に従わなかった者に対して、その御議論でございまして、したがって、今この御議論でございまして、例えば不利益処分、一定の例えは法律に対する違反の事態がございまして、そういう違反の事態に際しまして、このままですと不利益処分を、例えば認可の取消とかそういうものを科さないといけなくなりますが、そういうものを示して、そうならないようにするという事態を改めなさいという行政指導を行うことは、この不利益な取扱いということには解されておらないわけでございます。

○大塚耕平君 それはだから、それこそ俗っぽい言葉で言えば脅しではないかという気もするわけでありまして。今のロジックやこれまで委員会でも答弁されてきた内容を聞くと、最初の八日の段階の御答弁では、できないことをできるというふうになつていたわけではないし、やる意思があつたから問題じゃないんだというお答えなわけですね。ところが、今の総務省の御答弁ですと、不利益処分をするということになるかもしれないということを話をしながら行政指導をすることと実際に不利益処分することとは、それはちよつと違うんだというふうな趣旨であつたと思うんですが、ちよつと違うとす

ると、これは八日の御答弁は実は、できないことをやつぱりできるかのように言っていたことになるんじゃないかという気もいたします。

まあ、これは聞いていらつしやる方々は退屈でしょうし、延々とやつてもしょうがないですが、先ほど大臣は、公益という話が出てきました、公益を害するということ。実は今回の株式取得機構の関係でも熊代先生から公益のためにやる必要があるんだというような答弁が衆議院でなされておりました。ところがこの公益の定義って物すごく難しいんですよ。

大臣御存じのとおり、ダウンスという政治学者がいますよね。私も大変感心したくだりがあつて、まさしくパブリックインタレストという、公益という本の中で、これは一九六二年ですけども、こういうふうになつていまして。

公益という言葉には果たしてどんな意味があるのか、あるいは意味があるとしたらそれはどんな意味か、どのような行為が公共的利益になつており、またどのような行為がそれになつていないか、そしてそれをどのようにして識別できるのかということについて、一般的な合意は全くない。

これはダウンスの本の八十八ページに出ていまして、是非読んでください。ところが、じゃ公益というのはどうやって定義すればいいんだということ、これは学問の世界でも大変重要な議論なんです、結局、中身で議論しようと思つても、それは価値観が違うから決められないと。そこで、宮川公男さんという公益政策の世界の大家がこう言つておられます。公益を定義する仕方は三つあると。第一は、公益の総計である、個人の利益の合計が大きい少ないか。第二は、社会の構成員が共有する普遍的利益だ。第三は、公共的な意思決定プロセスを経て認知された利益である。結局、宮川先生も、一でも二でも公益なんて決められないから、要はデュープロセスということが一番重要なんだということを言っているわけですね。だから行政手続

法があるわけですよ。だから、この行政手続法を曲解するようなことがあつてはならないし、それは、一時は行政機関の皆さんは曲解や解釈でしめたとしても、結局、行政機関そのものの質の低下につながると思いますので、この行政手続法の解釈については、これで国会が終わつた、やれやれと思つてもらつては困りますので、是非今後とも、私もまじめに議論をしていきますけれども、行政機関の皆さんもちゃんと議論を深めていっていただきたいと思ひます。

最後になりますが、先週の土曜日にNHKの朝のニュースで、大和銀行の金融庁の検査において、実は二年前に既に四割が指摘されていたということが報道されました。しかし、その業務改善命令は出さずに自主的な改善によつて何とか対応したという、こういう報道があつたわけでありますが、以下の点をお伺いして最後にしたいと思います。その報道の真偽はどうかということと、それから、事実だとすると、検査の結果、四割割れた大和銀行がどのような具体的改善策を取つて一〇%以上の自己資本比率までに上げていったのかということ、そして検査日程は具体的にどうであつたのかということをお伺いして、最後に、あと、そのときの検査の示達書を資料請求をしたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤隆文君) まず、検査の関係についてお答え申し上げます。平成十三年九月期を対象とした旧大和銀行に対する検査が私も金融庁によつて行われました。検査の際には、自己査定の正確性、償却、引き当てる適切性、自己資本の状況等について検証を行ったところでございます。

それで、報道の真偽についてでございますけれども、議員御案内のとおり、個別の金融機関の個別の検査内容にかかわる話でございますので、お答えは差し控えていただきますと思ひます。

次に、日程の関係でございますけれども、立入検査は平成十三年の十二月十一日から翌十四年二月二十六日まで行いました。その結果を結果通知

として銀行に通知いたしましたのが平成十四年五月二十七日でございます。

○政府参考人(五味廣文君) 当該検査に基づきまして大和銀行が具体的にどのような改善策を講じたのかという点、並びに業務改善命令が発せられたのかどうかという点でございますが、まず、業務改善命令に関しましては、コンプライアンスに関連をいたしまして処分をいたしましたような場合にはその根拠を示して公表することにしたしておりますが、財務に関連いたします場合には、処分があつたか否かについても含め、これは公表しないというのが私どもの取扱いでございます。風評等を恐れるためでございます。

それから、個別金融機関の検査内容について、今、開示申し上げられないと検査局長から御答弁申し上げましたのと同様に、当該具体的な個別検査に対応して、その銀行が具体的にどのような対応を取つたかということも同じ理由で御答弁がいたしかねるところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

手続上は、検査の結果が通知をされますと、これに対します銀行の認識、改善策等につきまして、銀行法二十四条に基づいて改善のための報告書を求めることにいたしております。その報告書の内容に基づきまして必要な措置を取つていくというやり方をしておりますのでございます。

検査結果の通知から報告書の提出までの間に時間がたつておりますので、この間に、自己資本比率に影響を及ぼします様々な、いわゆる自己資本比率計算上の分子、分母の増減要因というのがございますので、そういったことについても報告書の中でよく確認をした上でその後の処置を考へるというやり方でやっております。

○大塚耕平君 あとは、その示達書の資料請求をしたいと思ひますので、理事会でお諮りいただきたいと思ひます。

○委員長(柳田稔君) 後刻、理事会で協議をいたします。午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで

休憩いたします。
午前十一時五十一分休憩

午後一時一分開会

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。

まず最初に、この銀行等株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について質問させていただきます。この法律案が、どうもこの法律自体、本当に与党の皆さんが御苦勞されているのは分かるんですが、果たしてこういう時期に出されたこと自体が適切だったのかどうかという疑問がまず残っているんです。しばらく考えていたんですが、

と申しますのは、一体どういうことかということ、自己資本規制が導入された当時というのは、これは私の記憶が正しければですが、日本の金融機関というのは、自己資本比率をそのまま計算すると六%前後ぐらいでかなり問題があつた、そのためにティア2の部分に株の含み益の四五%を計上することを認めてくれと、そういうことを日本政府が要求したんではなかったのかと、そのために自己資本比率の八%以上を維持することを可能にしたと私は記憶しているんですが、その点が違つていけば、まず御指摘いただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 大変申し訳ありません。経緯そのものの詳細、正確なところ、ちょっと申し上げる素材を今日は持つておりません。ただ、これに関しては、そうした様々な要因を

考慮しろということに関して世界各国からいろいろな意見があつたというふう聞いておりますし、日本もそれに関連して、株式の含み益等々に関してそれなりの主張を行ったものというふうな承知をしております。

○櫻井充君 そうすると、その時期は、もし私の記憶が正しければですが、株式を保有しておくといいことは金融機関にとつてプラスになつていたはずですよ。

しかし、バブルが崩壊して株価がどんどんどん下落してくる中で、株式を保有してきていることのリスクというものを本来は理解し得たんじゃないだろうか。そのことを放置して、今回、小泉総理は、株価が七千円台になつて、今株価が上昇していますが、あの時点がどうも底だったやうだねとお話をされているわけです。そうすると、底値近辺のところ、金融機関は株式を今だとティア1までしか持てませんよというふうにして、全部、今のようになり不利な状況の中で放出させられなければならないということになつてくると、銀行の経営上かなり問題があるんじゃないのかなと、そう考えております。

その意味で、提案者に改めてお伺ひしたいんですが、けれども、この時期にこのような法律を出されて、ティア1までしか持てませんよということの制度設計をされるということについてどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 御指摘のことは、この法律が出されたときのことでございます。それを今この時点になつてもう一度考え直したときに、こういう法律があつた方がいいのかどうかという御指摘だと思ひますけれども、今回の改正案の趣旨とは一応別でございますけれども、今の時点ですでにどう考へるかということですが、それは銀行と株式の関係ですね。それから、持ち合いで株主とそれから株式の関係、株式が、非常に株価が上下するというところでございますので、銀行経営に影響が多いということともに、持ち合いであれ

ば株主の利益を損なう確率も高いだろうという観点から、それからBIS規制そのものが、やっぱり一〇〇%のリスク資産ということですね。そういうこともございますし、この時点で考えても、こういう法律を導入するということは価値のあることであろうというふうに思うところでございます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今の熊代先生の御指摘のとおりだと思います。

同時にもう一つ、金融行政の立場から、これは議員の提案でございまして私の解釈ということになります。自己資本の中にこのような形で、自己資本の計算に株価の影響が入ってくることで、それが銀行の貸出し行動に非常に攪乱的に影響するということをやはり傾向的に、トレンドとしては消していく方が好ましいという御判断があるのではないかと考えております。

つまり、株価が高いとき、景気がいいときというのは自己資本に厚みが増えて、その分貸出しも増やせる、逆に、景気が悪いときに株価が下がって自己資本が圧縮されるがゆえに貸出しを減らさなければいけない、本来であれば、景気の悪いときにこそ銀行が貸出しを増やしてほしいわけだけれども、むしろ逆になると。つまり、カウンスリカルじゃなくてプロシクリカルといいますが、景気の波を増幅させるような形を、効果を今のようなシステムが持つてしまおうということに対して、これをやはり傾向的にこのリスクから遮断していくというのが政策の方向として求められるという御判断があったものというふうに思っております。

○櫻井充君 これはちよつと、通告してないんで大変申し訳ないんですが、金融庁として、不良債権問題ということについては随分これまで努力されてこられた、厳格査定ということについても随分やってこられたと思うんですね。その上で、株のリスクというの十分知り得ていたはずだろうと思うんですね、株式が下落してくるところでティア2に計上されているという点でいうと、

それがある種、行政指導はされていたのかもしれない、若しくは、民間金融機関ですからそこまでする行政当局が介入するべきことではないと御答弁されるのかも分りませんが、ある種、この問題に取り組まれることが遅かったんではないだろうか、若しくは、これは議員立法で出てきていてわけですから、監督当局としてこの点の問題についてこれまでどのようなことを考えられてきたのか、その点について改めて教えていただけたらいいですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) こうした自己資本の規制そのものも、ある意味で非常に新しく始まった一つの制度、これ正に定着しつつある制度であると思えますし、そこにどのような資産の価値を反映させるか、具体的には、更にそこに時価主義の、時価会計をどのように反映させるか。やはり今、正に世界じゅうがいろいろな新しい制度を定着させつつある段階なんだと思っております。

その意味では、当初からそういうことが予想できなかったのかという御指摘にしましては、確かに当初からもう少し考えておくべき要素というのはあったのかもしれないが、今申し上げたような時価主義の定着、自己資本規制の定着、そうした中でやはり少しずつ制度そのものを進化させていく必要があったのだというふうに思っております。

○櫻井充君 ですから、いろんな問題が起こってくるのが分かっていて、先手先手として打っているか、対策を取れているかどうかということが私は最大の問題なんだろうと思っております。

今のこのような法案に関して見ても、結果的には、かなり問題になつてしまつて、どうしようもなくなくなつてからと言うと怒られるかもしれないが、かなり厳しい状況になつてからこのような制度設計をされているということではなくて、もう少し前からこういう制度設計ができたのかと個人的にはそう思つてしまひます。

また、済みません、医者としての話を申し上げて大変恐縮なんです、我々一つの治療をやつて

くるときに、まず副作用の想定できるものは副作用を想定してあります。そうでない場合に、別な症状が出てきそうだなと思つた場合には、それに対して治療を継続していいの、それとも新たな治療を準備しておかなきゃいけないのかとか、そういうことを考えてくるというのは極めて当然のことのような気がするんですが、政府並びに与党の対策を見ていると、目の前に何か問題になつてきて初めの措置を取られていくような感じがして、その手前のところでそういう政策というものが打てないのかなと、そんな感じがしているんです。

ただ、今回の改正においては、機構、法律によつて設立された機構が必ずしも当初目的としたほど十分に活用されていないという面が明らかにありましたので、私たち与党の、与党三党の中でいろいろな議論をさせていただきまして、今回提出をさせていただいているこの改正案を、改正案をやらせていただいたところでございます。

そういう意味で、今、政府も、また日銀においても、銀行の持つていく株式を適正な水準まで抑制するためにいろいろな買取りなどのスキームを作らざるを得ないところだというふうなところを考へておりますので、また更にこの機構が、今までもいろいろと問題点が指摘された点も、今回改正することによりまして更に機能も改善するのではないかというふうに期待をしております。

○衆議院議員(上田勇君) 今、先生から御質問がありましたその問題というのがどの問題を具体的に指しているのか、もう一つ必ずしも正確に理解していない部分がございますが、銀行が株式を保有している、その適正な水準というのはいろいろ議論があるところかもしれないが、株式を保有していれば、当然それはリスクを伴う資産になります。そういう意味では、株式市場の変動に伴つて銀行のバランスシートに影響が出るということというのは、これは私たちも随分前からそういう認識は持つておりましたし、また政府においてもそういう認識は持つていたことだろうというふうに思っております。

○櫻井充君 これは何回も質問されているかどうかと思いますが、その機構、今、まず、じゃ機構の問題だとお話しになりました。そうすると、機構の使い勝手が悪いからこの法律の改正が必要なんだと。日銀の方を見てみれば、日銀の方では相当な買入れが進んでいるということから考えてみると、大塚委員からも質問がございましたけれども、どちらかに一本化してしまおうということの方が本来であればいいんじゃないのかなと、そういう気がするんですけども、発議者としていかがお考えでしょうか。

○衆議院議員(江崎洋一郎君) 現在、日銀あるいは買取機構、双方が銀行の保有する株式を買取るといふ、同じような業務だという御指摘はございしますが、厳密には、日銀は銀行株を買取るといふ、あるいはティア1以上の保有株式については買えないですか、条件が異なるわけですね。それらを更に取れんさせて一本化したらどうかというお考えかとも存じますが、現在においてはそれぞれがそれぞれの役割を果たすというふうな認識を持つております。

この保有制限法、銀行株式保有制限法が平成十三年十一月に政府から提案をされて、その時点で成立をしたわけでありまして、確かにそれが対応が遅かつたんではないかという御指摘については理解できないわけではございませんけれども、そういう意味では、銀行の持つていく株式の額をティア1まで抑制しようということ、これまで二年間にわたつて政府としてもそういう、金融庁としてもそういう取組をしてきたわけでございます。

○櫻井充君 江崎先生、今ティア1以上とおっしゃいましたが、ティア1以下じゃないですか。

○衆議院議員(江崎洋一郎君) 現在、日銀あるいは買取機構、双方が銀行の保有する株式を買取るといふ、同じような業務だという御指摘はございしますが、厳密には、日銀は銀行株を買取るといふ、あるいはティア1以上の保有株式については買えないですか、条件が異なるわけですね。それらを更に取れんさせて一本化したらどうかというお考えかとも存じますが、現在においてはそれぞれがそれぞれの役割を果たすというふうな認識を持つております。

○衆議院議員(江崎洋一郎君) 済みません。訂正させていただきます。ティア一以下でございます。

○櫻井充君 それでは、もう一つ、その機構のところで、これは機構というか、私は大塚委員と全然違ひまして金融のど素人でございまして、こういうことが簡単にできないのかどうかちよつとお伺いしたいのは、この機構を通さなくても、この機構を通さなくても、例えばA銀行とB企業というのが株の持ち合いをしていたら、お互いに相対取引で、相対取引で株の交換というものはできないものなんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 想定されている取引を、例えば簡単にやらせまして、私が銀行で、先方が私の株を持つていて、それで、私がそのA社の株を持つていて、これをやると。これは結果的には何が起るかといいますが、自己株保有することになるわけですね。自己株保有して、保有して、それをどうするかということにもありますが、売却することになりますと、これは自己資本比率を結果的には下げることになりますですね。

これ、そもそものためにこういうことをやるかという、この株という資産を現金に換えるわけですね、売却の場合は現金に換える。現金という資産を持つと、自己株という資産を持つということの比較考量になりますから、これはもちろん取引そのものはいろんな目的で行われるわけではあります、銀行の財務の健全性という観点から見ますと、これ、やはり売却、相手がマーケットであれ機構であれ、売却して現金という資産を持つことの方が銀行の財務上はやはりメリットがあるということになるかと思ひます。

○櫻井充君 大臣、今、自己資本比率が低下するというお話をされました。そうすると、こういう機構を作ると自己資本比率が下がらないということになるんでしょうか。そういう今御答弁ですが、ちよつと改めて、じゃ、これは発議者にお伺いした方がいいのかもしれませんが、大臣は今、自社株を買い取るようなことになれば自己資本比

率が低下するというお話でしたが、こちらの機構に株式を売却した場合には自己資本比率に対してどういふ影響があるんでしょうか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) B I S規制法上でございますけれども、先生御承知のように、八%拠出があればB I S規制法上はこれはオフバランス化されないということでございまして、自己資本比率上は変わりがないという、改善されないということでございますが、今度私どもが提案させていた、だいておりますように、八%拠出がなければ、これは完全にオフバランス化されますので、これは売ったということになりますので、自己資本は改善されると、そういうことになるわけでございます。

○櫻井充君 そうしますと、この法律のもう一つの目的は自己資本比率を改善するためと、そういうことになるわけですか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) もう一つの目的とおっしゃるのは、一つは、株の保有制限をしますと、短い期間に大量の株を売らなければいけないということでございますから、それが市場に一気に出た場合には大変なデイスターパンになる。それを防ぐためという、それは機構で受ければ防ぐことができる。そしてもう一つは、B I S規制法上の自己資本比率の改善をする。その確かに二つの目的があると思ひます。

○櫻井充君 そうすると、改めてお伺いしたいのは、この法案はある種、銀行の救済であるということ。一つの目的は市場に対して、もう一つは銀行救済であるということになるわけですね。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 私どもは銀行救済とは別に考えておりませんで、要するに株式市場が大変にデイスタープされるということですね。そのことは公益上も望ましくないということでございますから、株は多くの人が持つていて、ございまして、本来は自由に売ったり買ったり売ったり買ったり長い期間を掛けてやるものでございまして、一定期間を限ってやらなければならぬ。

それは、自己資本比率が厳しくなるということもございまして、本来の目的が、株式の持ち合いを解消しまして、株主のことを考えるということも含まれております。銀行と株の関係を遮断し、できるだけ遮断して株式の値段の上下で経営が影響されないという方向に持っていきたいということでございますので、銀行を救済するという法律を作ったということでありまして。

○櫻井充君 そうしますと、先ほど竹中大臣が、自社株を買い取るという自己資本比率が下がることになつてくるので、そういう趣旨のお話をされました。そのことに関して言うと、発議者としてはそれは念頭に置かれていないということなんですか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 私どもは、自社株を買つて、ですから相互に自社株を買うということですね、そのことがこの制度の改正に替わる措置であるというふうには考えておりませんでした。大臣から御指摘ございましたようにいろいろ問題もございまして、私どもの今やりたいということに対する代替措置にはならないというふうに考えているところでございます。

○櫻井充君 いや、一応これは通告はしてあるんです、金曜日にですね。

ですから、素人考えからすると、こういう機構がなくても、別に株を交換すれば、交換できる範囲の額ですよ、もちろん、どちらも均等に株を持つていてはありませんか。

本来、株式というものは、今の市場原理からいえば、自分の企業で例えば株を持つか売却するか、それとも市場に売却するか、そのような判断をすべきであつて、このような機構が本来判断すべきことなのかどうかというのは極めて難しいことなんだと思うんですよ。もし、お互いに交換するようなことができるのかどうか、まずこれはいろんなルール上できないのかどうかということなんです。もしルール上できないんだとすると、そういう改正は果たして本当にできなかったのか

どうかというところが分かりません。

もう一点申しますと、この機構で一定期間保有するということよりも、A銀行が例えばB企業の株を売却した、そして、もしB企業がA銀行の株をこの企業に売却したとなれば、お互いにそこで売り合つた利益が出てくるわけですから、放出した際にですね、そのものでお互いに買える分だけお互いにその時点で買ひましようということになると、この機構自体が持つていて、保有する株は減るはずなんです。あとは企業自らの判断でその株を、金庫株というんでしょうか、自分のところで保有するようにするのか、それともあとは市場に放出するのか、あとは売却されるのか、そのところは自分のところの判断にするような、そういう制度設計でもよかつたんじゃないのかな。

これはもう本当にど素人の発想なんです、その点について、発議者と、それから竹中大臣との御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員の問題意識は、自己株を取得するという方法もあるのではないかと、これをこの全体のスキームの中でどのように位置付けているんだと、そういう御指摘だと思ひます。

一つは、自己株を所有するかどうかというのは、これはやはり基本的には経営判断の問題であるということなんだと思ひます。これは自己株をどのように持つつかというのとはかなり難しい経営判断の一つに私はなると思ひます。それを制度の中に組み入れておくというのは、これはなかなか非常に特殊な例でありますので、自己株を所有するというのはやはりそれはそれで特殊なケースだと思ひます。それはスキームの作り方としては少し無理があるのではないかなという気がいたします。

それともう一つ、自己株式の取得、これはかなり特殊なものだと申し上げましたが、これは商法上もそれゆゑに幾つかの規制があります。例えば利益の範囲でしかこれを取できないという規制

があります。そうしますと、銀行、今利益を出していないと。そうすると、そもそもこういう状況下で自己株を取得するということを想定することに少し無理があるのではないだろうかというような問題も出てまいらると思います。

繰り返して、先ほど私ちょっと自己資本のことも触れましたが、これは自己資本比率を高めるための措置では、もちろん制度ではございませぬ。あくまでも熊代委員言われましたように株価変動のリスクと銀行経営を遮断するために、これ、株を売っていただく、そういう株というリスク資産を売っていただく、外に出していただくということになりませぬ。

その場合に、現行のスキームですと八%の拠出金というしつばが付いているもので、その分リスク資産から除かれなさい。したがって、銀行からすると、売るインセンティブ、この取得機構に売るというインセンティブが余り働かない、どちらかというとデイスインセンティブがあるのかもしれない。であるならば、マーケットに出すなり日銀に買っていただくなり、そちらを活用するということになってしまふ。そこで、銀行にもある程度きちつとインセンティブを持ってリスク資産の売却をしていただけるように今回の措置を講じていただいているものだというふうに思っております。

自己株につきましては、今申し上げたような形で非常に特殊な資産取引でありますので、それを今回のスキームの中に制度として織り込むというのはなかなか難しい面があるのではないかと思っております。

○衆議院議員(上田勇君) 今、委員の方からも御指摘があったところなんです。元々、銀行の株式、銀行が保有する株式を制限するというのは、先ほど委員もお話がありましたように、銀行が持っている資産のリスク、株価変動に伴うリスクを軽減するというために、銀行が適正な水準を超えて株式を保有することを制限するというところから始まっておりまして、それに伴いまして、銀行が現に保有をしている事業会社の株式が一遍に

株式市場に放出されると株式市場が非常に混乱する可能性がある、需給バランスが非常に崩れる可能性があるということから、それを一時的に保有機構で取得しようというのが当初のスキームでございました。

その後、議員提案による改正で、株式持ち合いの解消のために、事業会社が保有をしている銀行株、金融機関の株式についてもこの機構が保有取得をできるというように形には改正をされておりますけれども、この二つは、やはり本来、目的も、またその大きさも異なるものだろうというふうに考えておりますので、単にそれを株式交換によつて全部目的が達成するということは、一番最初はこの法案を提出させていただいた目的はそれでは達成できないと。つまり、金融機関が今保有している事業会社の株式、それを減らさなければいけないという目的は、そのことによつては達成できないということでございます。

今回の改正というのは、そうしたことを踏まえた上で、この機構をどうやらより機能できるようにするの、当初目的とした機能が發揮できるようにするの、これまでもいろいろ御指摘をいただいていた問題点につきまして、より適正なものとしてできるのではないかと。ところで、我々の中で協議をして改正案を提出させていただいたものでございませぬ、もちろん委員の正に御指摘のとおりの方で進めさせていただいているというふうに理解をしているところでございます。

○櫻井充君 使い勝手がいいようにという趣旨は分かりますが、ただ、問題の本質は一体どこにあるのかという、バブルのときに株を発行し過ぎていて、その株をどう消却しなきゃいけないかというところにあるんじゃないでしょうか。つまり、あの当時、転換社債などを発行して、転換社債で株式に変換しているために、株が余っているがゆえに下落している部分もないわけじゃないんだらうと思う。そうすると、それをどこが一時的に持ってい

なきやいけない。先ほど竹中大臣から利益の範囲内だからというお話がありました。銀行で今利益が出ないとなると確かに買えなくなるんですけども、そういう状況に追い込まれた一体これは何だったのかという、あの当時の、まあバブルと言つてしまえばそこまですりやうけれども、そのときの結果的には今ツケを払つているような形になっている。そのための制度設計をされているんじゃないのかなと。それを果たしてこういう形でやるのが本質的なかどうかということ、私は問うていただけです。

自分のところで発行した株が多過ぎたはずですから、そこは後は認識の差かもしれませんけれども、そのものを自社が本来であればトヨタのように引き取つて、そしてそれを消却していくようなことが本来の筋であつて、あ、トヨタ、買い取つているかどうか分かりませぬ。ごめんなさい、ちよつと今の訂正します。

とにかく、余力が本来あればそこを買い取れるはずであつて、そのようなことを行うのが本来の資本主義社会じゃないのかなと、私は個人的にそう思っているからあえてこういうことを質問させていただいているわけです。

改めて、ちよつと大臣の方から御答弁いただけますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御答弁の前に、一点、ちよつと技術的なことの修正をさせていただきます。いんですが、私、先ほどの、自己株を取得する、これを消却した場合に自己資本が小さくなるという言い方をしましたが、これは消却する、それにかかわらず、自己資本の計算上は、それを持つていた場合でも、両建てで持つていた場合でも自己資本は減るということでありませぬ、ちよつと御訂正をさせていただきます。

その上で、今、櫻井議員御指摘の、要するにバブルの時期を通じて日本の企業、産業は過大な資金調達をしてしまつたのかどうか。この点は実はかなり大きなやはり問題だと思ひます。資金の調達、自己資本であれ外部資本、他人資

本、借入れであれ、その結果としてはバランスシートが過大になって、そのバランスシートの調整に十数年間苦しんでいるという問題は確かにあるかと思ひます。それはそれで重要な問題ではあります。しかし、今回、議員提案として提案をしてくださったものについては、これは少し問題の焦点は違つているのだと思ひます。あくまでも、銀行が、銀行という貸出し業を行う特殊な業種が株価の変動リスクにさらされていて、それを除去しようということでありませぬ、委員御指摘の、一般的に日本の企業が過大な資金調達を行つて、それで本来だったら自己資本の償却もする方がよいのではないのかという問題とは少し切り離してやはりお考えいただく必要があるのではないのかなというふうに思ひます。

○櫻井充君 ちよつとこれだけやつていてももしよ

うがないので、後でもし時間があれば再度質問させていただきます。前段申し上げましたとおり、私はどうも対処処がすぐ遅いんじゃないだろうかという気がして、一今日は改めてテーマとして提起させていただいたことがあるんですが、住宅ローンが今後一体どうなっていくのか、今ここで対処しないといふは大変なことになってしまふんじゃないかという気がして、住宅金融というもののついて金融庁なり、それから国土交通省等がどのようにお考えなのか、その点についてまずお伺いさせていただきます。ありがとうございます。

住宅金融公庫法の改正がこの国会で行われまして、これは国土交通委員会で行われているわけですが、どうも十分に金融的な面から議論がされているかという点については、思ひます。

というのは、私が質問して答弁いただいたことを簡単にまとめお話ししますと、住宅金融公庫は、民間の金融機関が融資したものに對して、その債権に對して保証しますということ。その保証して証券化したものを市場で売却しますというんですが、市場で売却する際に、今年度は二千

億円程度を予定しております。将来にわたつてはどの程度かというところ、一兆円ぐらい、いろいろなところでそのポートフォリオを調べてみるとそのくらいは可能だという話なんです、そうなるべくると、結果的には、今の住宅ローンというのはそんな程度の規模ではありませんで、結果的に、民間の金融機関が長期で固定のローンを発行しようとする、そのリスクをヘッジするために金融公庫で保証を付けて証券化してもらうようにするわけですが、その部分が、出口のところ証券を買ってくれるようなところの額が少なければ、結果的には入口のところ融資できなくなってしまうという危険性があるんだらうと思うんです。

これで、じゃ住宅金融公庫でその債券をホールドするんですかと伺いましたら、一時的にホールドすることがあったとしても長期的にはホールドしないと。じゃ、そうすると、入口で融資が受けられないような場合が出てくるんじゃないかと。言ったら、最終的には、最初はないとおっしゃっていましたが、最後にはそういう可能性が出てくるんだという御答弁でございました。

そうなるべくと、ここで大事な点なんです、が、そうなるべくと、住宅金融公庫の直接的な融資がここで減少してしまつと、私は元々金融公庫を縮小すべきだと訴え続けてきた人間ですけれども、民間の金融機関から融資されないという事になってしまつと、日本の住宅政策というものが根幹から崩れてしまうことになるわけです。

そこで、こういった証券をどういう形で、証券市場を活性化するか、そのようなお話があつたんですが、どのような形の対策を金融庁としてお取りになるかというのか。それとも、この問題はあくまで国土交通省マターなんではないか。関係者の方の御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 櫻井委員の問題意識である住宅ローンの問題というのは大変重要である

第五部

財政金融委員会会議録第二十二号

平成十五年七月二十二日

【参議院】

と思います。これまで、これだけ大騒ぎして実は企業のバランスシートの調整というのを議論しているわけですが、考えてみたら個人のバランスシートの調整というのは余り議論してきていない。その個人のバランスシートの調整の中心に実はあるのは、不動産価格が低下して一方で大きな債務が残っている、この債務更に大きな需要がある中でどのように展開していったらいいのかと。

委員は今、住宅金融公庫の機能との関連でそれを御指摘くださいましたけれども、実はよくこの場でも議論させていただきましたが、例えばアメリカには住宅公庫がない。住宅公庫がないにもかかわらず、きちっとそのモーゲージ、住宅ローンがちゃんと存在している。住宅金融公庫の機能を縮小する中でそういった機能をどのように日本の中に定着させていったらいいかというの、これはやはり大問題であるというふうに思ひます。アメリカにフannieメイという機関がありますけれども、それに類したような機能を住宅金融公庫が今後行っていくこともあり得るであらうし、しかし何よりもまず基本の本質というのは、今御指摘になったようなMBSを含む債券について、それが市場の中できちつと、個人の貯蓄資産の中で消化できるようなシステムを作っていくということにこれは尽きるのではないかと思ひます。

これは、こういう債券が出た場合に、需給バランスで決まるわけですが、こうした市場がまだ未整備の場合、つまりシステムそのものが揺籃期にある場合には情報が不十分であつて需要が滞る可能性がやはり否定できない。いわゆる厚みがない市場の場合、やはりそこは非常に危ないという事なんだと思ひます。我々としては、その意味では、厚みのある市場を作っていく、そのためにいろいろな支援を行わなければいけないというふうに思つております。

住宅金融公庫の例えは新たな証券化支援事業において、市場育成を図る観点から、均一の銘柄の債券、MBSを計画的、安定的、継続的に発行する買取型スキームを先行実施するというふう

に、そういう予定であるというふうに聞いております。

我々としては、証券市場、債券市場全体の整備をする立場にありますので、昨年の八月に証券市場の改革促進プログラムというのを作つておりますけれども、その一環として、例えば住宅金融公庫債券を含む月次バススルー債については、流動性の向上を図る観点から、社債等登録制度上の登録請求ができない期間というのを三週間から二週間に短縮してその便宜を図るようにする、住宅ローン債権を含む指名金銭債権等の証券化については、一つのSPCが追加的に資産を取得して証券化を行うスキームに係る利便性の向上を図るために、流動化計画の記載方法を弾力化する、いづれも地味な手続でありますけれども、こうしたことを重ねていくことによつて住宅ローン向けの資金調達が一層円滑に行われるようになるというふうに思つております。さらには、このMBSのリスク分析や投資判断を適切に行えるように、情報提供が投資家に行われなければならないということも必要になってまいります。

いづれにしても、住宅ローン債権証券化市場の育成を通じて住宅ローンが円滑に供給されるように、これは国土交通省とも連携を取りながら、我々として必要なことは引き続きやっていくつもりでございます。

○櫻井充君 大臣、それはそれで理解はいたしますが、もう一つ、ちよつとこれ、私、商品の理解を間違つてゐるかもしれない。後でもし違つていれば総務省の方から御答弁いただきたいんですが、大臣、これ、国債と同じような商品かもしれない。国債と同じというのは要するに何かというと、仕上がりが一〇〇でして、金利が例えば一%の時期であれば、元本九九というもののなかもしれませんが、つまり、これから金利が上がつていった場合には証券市場が活性化されていったとしても元本割れしてくる可能性はないわけじゃないのか、こういう商品なのかどうか。これはあと総務省からもう一度御答弁いただかないと。

じゃ、まず最初にこれから、こういう商品と考へていいのかどうか、それについて御答弁いただけますか。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。

住宅ローンを担保といたしますいわゆる住宅ローン担保証券、MBSと国債との比較でございますが、MBSの方は財投機関債の一種でございます。住宅ローンという資産を担保として一定の仕組の下で発行されるということでございまして、その元本の償還確実性は非常に高い性質を持つてゐるというふうに認識されております。また、住宅ローンは期限前償還というものが認められております。MBSは、元本の償還方法としては、信託いたしました債権の回収元金相当をそのまま投資家へバススルー、そのままバススルーするという仕組みでございます。国債と違ひまして、MBSの毎月の償還額が、期限前償還があつたりするものですから、変動し得るという性質を持つております。

MBSの利回りは、国債の利回りに比べますと、一定のスプレッド、幅を持つた、スプレッドを乗せた形で決定されますので、投資家から見ますと利回りの点からは国債よりもMBSの方が魅力的な面もあるというふうになつてゐる部分もあります。

しかしながら、この発行利回りは、MBSの発行利回りは、国債同様に発行時の市場の需要により決定されるものでございまして、金利が上昇する局面が到来した場合は、債券であるMBSの利回りも国債と同様に上昇していくということは国債と同様であるというふうに考えております。

○櫻井充君 つまり、そうすると、元々買ったものも元本が下がってくるということであつてよろしいんですね。

○政府参考人(松野仁君) 元本は、つまり期限前償還があつたとしても元本が繰り上げて償還されるということであつて、元本が減るという意味ではございません。したがつて、元本に関しては、トータルとしては減るというような性格ではなく

て、その残りの期間の利息が入ってくる、予定していた利息が言わば少なくなるというようなことはありますが、元本は保証されているというふうなことを考えていただいて結構だと思います。

○櫻井充君 その前償還じゃなくて、済みません、これを例えば私が証券市場で売却する際に、元々金利が例えば一%で設定されていたというものが、例えば三%なら三%にその時期になつていったような場合において、その証券市場で売却した場合の元本はどうなるんですか。

○政府参考人(松野仁君) 私が申し上げましたのは、最初にその証券化市場で購入した者がそのままホールドしている場合の話でございますが、委員おっしゃるとおり、その第二次市場といえますか、その債券の言わば売買が行われるようになった時点では、その時点の利回りといえますか利率を考慮して、おっしゃるとおり、言わば元本の、元の元本を下回る価格で売却されるということはある得るというふうなことを考えております。

○櫻井充君 そこでなんです、大臣、問題になるのは、要するに、今これ以上金利というのが下がると、今の状況があるかというところではないわけで、若干金利は上がっていますけれども、これ以上ほとんど金利が下がることはないんじゃないかと、私はそう思います。

そうなつてくると、これは二十年以上の証券、債券なんです。二十年から三十五年というふうな設定されています。そうすると、この市場が仮にでき上がってきたとしても、日本の景気が良くなつてくればこれは金利は間違いなく上がりまゝす。それから、日本の景気が悪くなるといいますか、国債の価格が暴落するなりなんなりしてれば、これは間違いなくまた金利は上がってくるわけなんです。そうすると、この先、金利が下がることというのはほとんど想定されませんが、金利が上がるということのは幾らでも想定されるわけですね。となつてくると、幾らその証券市場を活性化しようと思つたとしても、二十年なり、長期間で保有できる人たちというのは僕は限られてくるん

じゃないだろうか。最初、私は、国土交通省の説明を聞いていて、元本も保証されるし、これだったら自分自身も持つていいかなと思つたんですね。最初、私は二十年と聞いておりませんで、三十五年と言われたんで。ところが、これ最後まで持つていないとどうも損する可能性が高くて、自分の年齢と平均寿命を考えるとちよつと危ないなと思つて、これは自分で持つてない、そう考えたわけです。そうしてくと、果たしてこういう商品が出ていったとしても買手がいるかどうか、ここがすごく問題なんです。

最初に申し上げましたとおり、買手がいなかったらどうなるかという、入口のところで規制されてしまうんです。そうすると、民間で住宅ローンを今度出そうとしたときにどうなるかという、当然金利に跳ね返ってくるようになるでしょう。そうすると、消費者の方でその手の住宅ローンを組めなくなつてしまう可能性が出てくるわけですね。

その点で、このような問題が発生する可能性があるあるんじゃないかと私は思つていまして、すけれども、大臣としていかがお考えでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは、今御説明があつたように、基本的には満期において元本が保証されている金融債券でありますから、その時々において、金利状況等々において、流通される場合、価値は当然のことながら変動するわけですね。これは、まあ今の時点でそれを言うかどうかというの、将来に対する期待をどのように持つかということ、それに基づいてどのような商品設計がなされているかということだと思ひます。例えば、流動性が非常に高い証券である。これは国債で考えても、二十年、十年、三十年の国債で考えても問題は同じことになりまゝす。買う人がいないかという、その時々、元本保証に対する信頼性、それと、その時々で流通できるんだというその信頼性等々によつて現実の取引は行われているわけでありまゝすので、そこはその期間とか金利状

況等々によつて今のそのMBSが必ずしも売れないということではないんだと思ひます。重要な点は、そのMBS市場がどのぐらい厚みを持つて信頼できる価格形成、価格形成の裏側にはその時々利回りがありますが、それがどの程度信頼されているかどうかということに尽きるんだと思ひます。

したがつて、我々としては、そういった市場が、重要な市場でありますのできちつと形成されていくように、そういった面での努力は行いたいというふうな思つているところです。

○櫻井充君 それは大臣、よく分からない人は多分買いますよ、安全だつて言われれば。私だつて、医者やつていてる当時だつたら買つたと思ひますよ。買つたかどうか分かりませんが、そういうのに投資したことありませんから。ただ、いろんな説明を受けて、こういう状況で元本保証されてという話だつたら、それ、それは安全ですわねという、これは国が保証しているものだからということになれば買つて思うんです。ただ、私が申し上げてゐるのは、金利が上がつたような場合に、自分で何らかの形で資金が必要になつて売却したときには、実際値えらると思つて買つてみたらそうじゃなかったということがかなりの確率で起こるんじゃないかということをお心配しているわけですよ。

これ例えば、これはもう絶対大丈夫ですよと、大臣、前に絶対もうかりまゝすよとおつちやつたことがありました、はつきり言つたら、こういうことというのは相当知識のある人でない限り分からないわけですよ、実際のところはね。そう、今、平野委員からありました予定利率の引下げと本当に同じようなものですよ、こんなものだったら。

ですから、そこはそういう答弁だつたら私はおかしいと思ひます。つまり、その部分、なぜかといつたら、だから今言つたように、大臣、そしたらそういうの買ひますか、本当に。大臣、お買ひになります。つまり、この金利が例えば今

みたいな本当に超低金利じゃなくて、これが今五%やその辺のところの利率だつたら私はこんな質問してないんですよ、正直言へば。それはそうですよ。その時点で買つて金利が下がつてくれば元本値える可能性もありますしね。それは、その時点その時点で売却することは可能なんです。ところが、今の金利状況でいつたら、途中で売却すればほとんど損が出るだろうと。そう考えてもいるから、だからその証券市場を幾ら活性化しようが何しようがといつてもなかなか難しいんじゃないだろうかということを大臣にお伺ひしているんです。

○国務大臣(竹中平蔵君) こういう債券というのは、基本的には、将来に対してどのような我々が期待を持ていくか、満期に至るまでのどのぐらいの、どのような経済状況になつて、満期のときにどういふような経済状況になつてくるのか。そのときから、そのときに、例えば十年後なら十年後に幾ら返してもらえんかということから逆算して、そうすると、その今の価格は、現在価値はこれだけである、もちろんそこにリスクの要因とが入るわけですから。そういうプライシングが今の現時点で行われているはずなんです。行われているはずというのは、それだけ市場の厚みがあつてマーケットの価格メカニズムがきちんとしていたならそうなつていはずだ。これは個人として、そういうマーケットというのは、投資をするといふのはこれは当然のことながら大変難しい。しかし、その難しいのは、これは国債を買う場合であつても株式を買う場合であつても同じような問題は常に付きまといつてくるわけですよ。

私が申し上げてゐるのは、これは、それが本当に良い商品か、その人にとって良い商品かどうかというの、これは私には分かりませんし、一概には言へません。しかし、そういう、今申し上げたようにきちつとプライシングが行われるようなマーケットになるように我々は努力をしなければいけない。金融の商品そのものについては大変ますます複

難になっていきますから、一つ一つについての評価というのは我々だってできないわけでありませうけれども、そういう情報がちつと開示されていく、それに基づいていくような価格形成が行われるような状況になっていくように厚みのある、信頼性のある市場を作っていく、私が申し上げているのはもう実はその一点でございます。

○櫻井充君　そうすると、現時点で、将来どのぐらいの時期にどの程度の利益があるか、どの程度の受取があるかということを考えて今おっしゃいましたよね、大臣。じゃ、この間の予定利率の引下げ、一体何ですか。我々、そう考えて加入しているんですよ。それを国が勝手に三%まで下げているという、そういうことを言っていたら、それはおかしい話じゃないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君)　予定利率の問題に関しては、当初御指摘のように、将来どれだけ受け取れるか、それから逆算して現在価値を我々判断して、それで、その意味ではお金をつぎ込んでいたはずであります。その前提条件が実は当初の予想と大幅に狂ってしまった、それで、その場合にどのような見直しをするか。見直しをもしない場合には更に、例えばですけれども、その生保会社そのものが破綻したりするような場合はより大きな打撃を受けるかもしれない。それであるならば、現時点で、現時点で利用可能な情報に基づいてもう一度運用の在り方全体を見直す方がよいのではないかと。そういうことが可能になるような選択肢を準備するというのはこの間の法案でありました。

その意味では、こういう事態が起きたということ自体、やはり市場における予測というのが不十分であった。市場における予測というのが不十分に行われなかったからこそのあのときのバブルというのは正に起きているわけです。そうしたことの反省も踏まえて、直すべきところは直す、しかし同時に、厚みのある市場でそういうことが起きないようなマーケットをやはり一方で我々としては努力して作っていくかなければいけないという

ことだと思えます。

○櫻井充君　大臣、予定利率のところはそういうふうにおっしゃいますよね、結局のところは。だけれども、あれだつて、加入した時点での制度設計が、自分の中の制度設計があつてそうやって加入しているんですよ。それが、その状況が変わったから、状況が変わったんで、あの当時予見できなくて、政府としてはこうやって対応しましたというお話ですよ。

そういうことにならないようにするために、私が申し上げているのは、住宅ローンというものが民間から融資できなくなってしまうようにするためにどうしたらいいんでしょうねということの提起をさせていただいているわけですよ、大事なことは。そして、ましてや民間でやれることは民間でやるというのがこれは小泉さんの方針、小泉総理の方針でして、住宅ローンは住宅ローンで、私は都市銀行と話をしてみると、自分たちのところから融資をしたんだというお話があるわけですよ。そうしてくると、その融資が可能にしていくな制度設計をしていかないと、またいろんな同じ問題が起こってくるんじゃないですか。特に、住宅融資が十分受けられなくなってしまうようなときに、それから慌てていろんなまた措置を取るんでは遅いんじゃないんでしょうかねということとで申し上げているんです。

前段の銀行の株式保有の話のところでも申し上げましたが、対応対応が極めて遅いからバッチワイク的な、その場しのぎのと言ったら大変申し訳ないけれども、そのような対策を苦しいながら打たなきゃいけないようになってしまふわけですよ。そうではなくて、全体として、全体のスキームとしてどうするかということを考えて政策を打たないといけないんじゃないかと思つています。そこで、私としては、出口のところでは残念ながら今買入支えてくれるところがありません。長期間持てる場所というのは一体どこなんだろうと。そうすると、小泉総理は郵貯は民営化だと、三年後に民営化されるとおっしゃっています。

三年後に民営化されるよりは、そういうような証券を郵貯が積極的に引き受けるようなスキームを作つたらどうなんだろう。そうすると、郵貯に預けられている金が今までは財政投融資に流れていっているわけであつて、極めて非効率的な部門にお金が融資されるというような現状があるわけですよ。そうではなくて、むしろ民間の住宅投資というところに郵貯の資金が流れていくような形になつてくると、大きく変わるんじゃないだろうかと。

それと、もう一点ですけれども、まず、じゃ、そこまですべて。とにかく私は、もう一つは、金融庁だけに対してこの話をしているわけではありませぬ。あとはどかが音頭を取つていってほしいのかがよく分からないから、この今日の財政金融委員会の中で質問させていただいているんですけれども、住宅ローンという点、結局、国土交通委員会とどこでだけかなり議論をされていますが、そうではないんだと思うんです。

つまり、あともう一つは、公的金融機関といつも申し上げますが、民間の金融機関との役割の分担の中で、だれがそのところを全体像をいかしていくのかということとをきちんとしたいただかないと、最終的に困るのは皆国民の皆さんなんだと思うんです。

その辺のスキームをどうされたいのか。もう一つは、私の提案に対して、今度こそ総務省です、ね、総務省としてどうお考えか、まずこの点について御答弁いただけますか。

○政府参考人(野村卓君)　お答えいたします。

先生御案内のとおり、先般の財政投融資制度改革によりまして、郵貯、簡保の資金の運用につきまして、原則として市場を通じて運用するということになっております。そういった意味で、今回、住宅ローンの債権の証券化といいますのは、市場の活性化につながるというもので望ましいものだといふふうに考えております。

ただ、郵貯、簡保資金の運用対象につきまして、法律で限定列挙されております。国債等個別

具体的に限定列挙されておりまして、御指摘の住宅ローン債権の証券化した債券、これにつきまして、そのすべてが郵貯、簡保の運用対象になり得るかどうかが不明確であります。また、当該債券の発行条件とか流動性等が明らかでございませぬので、今後、発行の推移を見ながら勉強してまいりたいといふふうに、かように考えております。

ただ、制度的な問題は私どもの問題でございませうけれども、実際に買うかどうかの判断は公社が具体的な発行条件等を見ながら判断するというところになつていくところでございます。

○国務大臣(竹中平蔵君)　まず、委員が前半でおっしゃった、こういう問題を早め早めきちつと整合的な枠組みを作ることによって問題を解決していかなければいけない、そうでないと国民にしか寄せがいくだろう、その御指摘は全くそのとおりだと思ひます。

私、先ほどから申し上げているのは、そのためのやはり整合的な制度、正にそれは厚みのある市場ということになります。それをやるのが私たちの役割である、それがやはりバブルを起こしてしまつたということに対する一つのやはり重要な反省にもなる。この点はひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

そこで、実際に郵貯でやるということに関しての直接のお尋ねがございました。

これは、担当の局長が担当の立場として答弁したとおりだろうといふふうに私も思ひます。

経済財政諮問会議では、しかし、とにかく今の日本の金融が、小さくて信頼性の高い、小さくても信頼性の高い政府部門を作りたいといふふうには小泉構造改革の中で我々はずつと言つてきているわけですが、実は資金の流れから見ると、ほとんどどんな公的な部分にお金が行つていくと。公的な部分というのは、公的な部分の良さといふのはあることはあります。しかし、マーケットにおいてはリスクとリターンをきちつと評価して、それが今のお話でいきますと期間転換、そこに資金ニーズがある、しかし期間の変換をやるような機

能が今マーケットで求められている。そういうところは正に民間のダイナミズムを発揮してもらって厚みのある市場を作ることによってしか私は解決されていくのではないかとこのように思います。

総理が郵政の民営化も含めてやはり民営化することが必要だと。それは、民営化することによって今申し上げたようなリスクとリターンの評価、厚みのある市場ができていくはずだという、そういう確信に基づいて言っておられるんだと思います。

我々としては、公的な資金の流れについて、より健全なリスクマネーが出てくるような厚みのある市場を作れるように、そのためにはどのような制度設計が重要かということを経済財政諮問会議でも引き続き議論していくことになっております。

○櫻井充君 大臣、これは通告してなくて大変申し訳ないんですが、大臣、今の御答弁ですと、小泉内閣の方針で郵政民営化ということに仮になるんではどうか、今度、総裁選どうなるかわかりませんが、仮に、二百数十兆円の貯金専門の金融機関ですよ、これが民営化されたとすると、民間金融機関を預かる大臣としてどう思われますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) この問題は大変難しい問題だと思います。

これだけ成熟した経済についてこの間まで国営の貯蓄金融機関があったということ自体、やはりこれは世界から見るとなかなか驚きの目をもって見る人もいます。そこにはマーケットでのリスクとリターンの評価がなかなか生かされない公的な金融の部分があるのではないかとこのように御批判は、これはかねてから実はあるわけです。この点については、やはり民間の部門、民間ときちんとその意味では対等に競争できるような形でないと困る。それは、むしろ民間の金融機関を担当する大臣としてはかねてからこのように思っております。

同時に、これは郵政そのものをどのようにして

いくかというのは、これは非常に高い政治判断に基づいてこれから議論をされていくことになるわけでありますけれども、今後、いろんな議論の中でそのような、今後、例えば公社からどのように変更していくのか、今度はプロセス論そのものが実は大変難しい議論になってくると思います。

とにかく、これだけ規模が大きい公社が存在しているわけでありまして、それが今後進化してソフトウェアングしていくためのプロセスについては、これはほとんど実は専門家の間でも議論は行われておりませんが、これは相当のやはり知恵を絞らなければいけない問題が出てくると思っております。

○櫻井充君 先日の予算委員会では小泉総理に、小泉総理の持論ですと、郵政事業民営化というのは御持論ですね。では、この巨大郵政に關してどうされるんですかと伺いましたら、これから考えるとおっしゃってられました。

二十数年間国会議員やられて、それだけ主張されているんだとすると、ビジョンというのは僕はお待ちなのは当然のことなんだろうと思うんですが、そういうビジョンもなくして形だけを論じられているところに根本的な間違いがあるんだと思うんです。

何回も申しますが、住宅金融というものをきちんとやっていかないと、今、内需拡大一番はやはり住宅なんだろうと言われているわけです。まだ切り札はそうじゃないかと言われているわけでは、その部分を民間の金融機関がどういう形で担っていくのかということの制度設計されない

と、私は大変なことになると思っております。それから、前にも申しましたが、自己資本比率の規制がある限りにおいて、住宅ローンがリスクウェイトが五〇％です。これをもし証券化する

ことによって、手数料収入にはなりますけれども、分母の部分のリスクアセットの部分が小さくなってくるというのは、私は、これは金融機関にとって極めて魅力的なことじゃないかなと、そう思っているんです。

そうすると、こういった商品と金融機関が、これは民間の金融機関の救済と取られると若干本意な点がありますけれども、本来であれば民間でやれる部分なら民間でという中でいったときに、そのような制度設計されていくというのは極めて大事なことなんだと思うんです。

もう一点、その点について、これはお願いでございますが、アメリカは地域再投資法の中で民間の金融機関がどれだけ住宅ローンを融資したかというのをきちんと調査しております。そして、その上で、評価項目の中に入っていると思っております。その上で、FRBからの報告によれば、住宅融資やそれから住宅の修理に關してその地域再投資法というのは極めて有用であるという、そう答えている金融機関がたしか七五％前後に上っているかと思っております。

ですから、我々は、銀行の地域に對しての貢献というのを、企業に對してということ、中小企業に對して随分中心に申し上げてまいりましたけれども、そういうような形で情報公開の仕方がある、そういう形で評価の仕方があるので、方法がある、是非このような項目もその調査の中に、公表していただく項目の中に加えていただきたいと思っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 郵政の問題を含めて大きな制度設計をしていかなければいけないという御指摘はそのとおりだと思います。

繰り返し申し上げますが、我々は正にそういう問題意識を持って公的な資金の流れというのを今年の経済財政諮問会議の大きなテーマとして位置付けました。これについては、幾つかの大きな、

そもそも資金の流れがこの何年間でどのように変わったのかという試算も含めて諮問会議の中で資料も出し、議論をしているところでもあります。

これは、例えば郵政の問題なんかについても一部の論者は既にいろんな試案を発表しているわけですね。これはもう一々申し上げませんけれども、例えば加藤寛先生なんかは地域別に云々とい

う話をしておられるし、別途、北海道大学のある教授は規模そのものを見直せとかいろいろな議論をしておられる。正にそういう公的な資金の流れの中でのいろいろな、より具体的な議論を我々は正に今しているところでもあります。

先生お尋ねの地域の問題、この地域の問題をどのように位置付けるかというのは、公的な資金の流れの見直しの中で私はやはり一つの大きな焦点になってくるんであるというふうに思っております。我々、実はそういった問題意識も含めてリージョンシップバンクングのプログラムを作っております。地域の金融機関、それと郵政公社の關係、それも当然のことながら今後更に議論を詰めていかなければいけないというふうに思っております。その地域再投資法に關して櫻井委員が大変御熱心にいろいろ主張しておられるということも我々は勉強しております。

いづれにしても、今後、そういった大きな問題については諮問会議でも議論をしておりますし、総理御自身もいろいろな問題意識を掲げておられますので、その制度設計については、議員おっしゃったような観点から、これは当然我々もしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

○櫻井充君 ありがとうございます。是非考えていただきたいと思っております。

それからもう一点、どうも前段、きちんとした形でいろいろな制度設計がなされていないために方向が進まないんじゃないかと思っている点がござ

います。この間もこの委員会でも質問いたしましたし、午前中、大塚委員から財務大臣に指摘がありましたけれども、改めて伺いたいのは、この間不良債権の処理、二年・三年ルールだとおっしゃいました。そういう直接償却を進めなければいけないんですよといったときに、先ほど塩川財務大臣は、銀行は元々税金を払っていないし、赤字だからまあ大きな影響はないんじゃないかという

ようなお話、御答弁されましたけれども、本来で

あれば、国としてそういう不良債権を直接償却するんだということを決めたとすれば、銀行側に直接償却がやりやすいような制度設計をするというのが至極当然のことなんじゃないだろうか。この政策だけ銀行にばんと預けて何々をしないというふうな形にするというのは、私は根本的に間違っているんじゃないのかなと、そう思っているんですね。その点でいうと、本来であれば、無税償却なら無税償却、これは利益が出ていないからたまたまそういうふうなことで済んだのかもしれないが、それはそういうことではないんだと思うんですね。

その意味で、改めてお伺いしたいのは、そのルールを決めた際に、そのような税務処理とかすべてを財務省とお話しになって、そしてその上でそのような方針を出されたんでしょうか。つまり、骨太の方針を出される際に、どれだけ議論されて、どれだけ制度上で議論された上で大臣として方針を出されているのか、その点について教えていただけないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員のお尋ねは、骨太の方針というよりは、昨年の金融再生プログラムを出す段階で財務省、税の問題をどのぐらい議論しているかということだと思えます。

御承知のように、再生プログラムの中のその本体の中に、この税の問題については見直しをお願いしなければいけないという我々の気持ちはしっかりと書かせていただいております。ちょっとこれから更に議論は続けなければいけないというふうな思っておりますし、主税局の立場というものも我々なりに理解をしているつもりであります。与党は与党で、更に税制大綱の中で引き続きこれは検討を要する問題であるというふうな位置付けをいただいているというふうにも認識をしております。

ただ、重要な点は、我々としてはこれはあくまで要求する立場でありますので、そのままストレートに申し上げますと、有税償却を認めていただいただけでは今の問題は解決しないというふう

思っております。それは、やはり過去に支払った税金を返していただく、銀行としては返していただく、その繰戻し還付がないと、今の分を有税償却を無税にするだけではむしろ繰延税金資産の額が小さくなってしまつて、自己資本の計算上マイナスの影響が出ることも考えられるわけで、この辺は繰戻し返しますが、あくまでも我々としては要求官庁でありますから、ストレートに申し上げると、繰戻し還付、それと繰延べ、それと無税化、それをやっぱり三点セットで是非引き続きお願いはしていくつもりであります。

○櫻井充君 財務大臣、先ほど大塚委員の質問に對して、これは駄目、あれは駄目、これは検討だということをお話をされましたけれども、構造改革を進めるんだということをご常日ごろ財務大臣はおっしゃって、今の税制で、今の税制で不良債権処理というのは進みやすいとお考えなんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 構造改革の問題として税制を見た場合、現在の状態で構造改革に寄与しているとは私は思っておりませんが、しかし、税は税としてですよ、やっぱり国の基本的な収入を計る上において法人税の在り方ということもきちつとやっぱり是非議論いたさなければならぬと、ただ金融機関のみに法人税法を変えようというわけにはいかないと。もちろん不良債権処理のために有益であるならば、それはどんどんその方向に持っていくつもりだと思っておりますけれども、まずは、現在のところでは金融機関が健全な状態に早くなつてもらうということが大事だと思っております。

それともう一つは、法人税の一番今、櫻井さんがおっしゃる繰戻しの還付の問題でございますが、これは大変大きい問題でございますし、ただ一回の税制調査会の審議で決めるというふうな、そういうおろそかなものではございませんで、もう全企業に関係いたしますし、また、これを完全に要望どおりに実施していくとするならば法人税そのものが崩壊してしまうようなことにもなりま

すので、それをどうするかということにかけては、やっぱり実態を十分調査し、それに合った方向を見定めていかなければ議論が展開しないのではないかと。そういう意味におきまして、政府税制調査会はこの問題については一応お断りするということを当面として出したということであり

ます。

○櫻井充君 大臣、今、銀行だけというお話されましたけれども、銀行だけされている部分というのが随分いろいろなところでありますよね。例えば今回のことと言うと、ちよつと記憶が違っているかもしれませんが、日銀が買う株は、保有しているのは、これは銀行が保有している株式だけを買うんですよね。ちよつと日銀に確認したいんですけども、いかがですか。

○参考人(三谷隆博君) おっしゃるとおりでございます。

○櫻井充君 今回の議員立法で出されている法律の内容は、銀行が保有している株式のほかの、企業も一応、企業の株も買入ることになっておりますが、それは銀行株だけですよ。つまり、ほかの企業が持っているような株に関しては購入、これはしませんよね、ルールは。

○衆議院議員(上田勇君) 今のおっしゃるとおりだと思います。

○櫻井充君 ということは、財務大臣、ある種特殊な例というのはあるわけですよ。つまり、この部分に関して政策的に何かをしなきゃいけないといったときには、その分野にだけ、例えば税制なら税制を変えようということはあるわけじゃないですか。それが租税特別措置法なんじゃないんですか。

つまり、政策的に今回こういうことを進めていきますと、住宅なら住宅減税をやりますというのは、これは租税特別措置法でやられるわけですよ、不良債権を処理しなさいということでおっしゃるんであったとすれば、政府全体でやるのであれば、それに一番早く処理できるような税制システムを作っていくということは、これは極めて大事なことなんじゃないですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、不良債権の処理がなぜ税だけで責任を置いてやらなきゃならないんでしょうか。それは金融と経済界全体の問題として処理すべきであつて、しかも、さらに一辺、反面から見れば、それを実施することには十五年の繰戻し計算をするということになれば、これは公的資金で銀行の不良債権を整理していくということにつながってくる。そういう思想も私は不可能ではないと思っております。

そういう点考えますと、広い国民の立場に立つてそれが正しい判断かどうかということはお研究する必要があるんじゃないかと思っております。その意味において、政府税制調査会の答申は一応これを是認して私は受け取ったということであり

ます。

○櫻井充君 しかし、それは例えば、繰延税金資産は一定期間認めますと、そして、ここから先に

関連していったら、有税償却であつたものを無税償却に変えますと、過渡期ですから、そういう方法を使つてやれば、必ずしも税金を還付しなければいけないということではないんだと思うんですよ。その点についていかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) そういうことも検討の材料としてやはり真剣に検討されたんだろうと思っておりますけれども、中身については、私は検討の中身は更に聞いておりません。けれども、結論としてはこうなつたということでございます。私は、私はその委員会に入っておりませんので、検討の結果を受諾したということではありません。

○櫻井充君 ただ、大臣、先ほど今回の税制自体が必ずしも適しているわけではないですよという御答弁だったじゃないですか。あとは法人税との関係があるから、全部整合性取るとそういうふうになるんだみたいな感じが御答弁でしたよね。しかし、これは小泉改革の中でその柱となる部分なわけですよ。

要するに、何かというと、今回のこの銀行の株の保有の話だつて、日銀が今取られている措置だつて、結局のところは、金融システムのところ

での構造改革が進んでいかないと、また整理が付かないから、そこのことをやりましよう。これ、かなり苦しい思いをしてやられているんだと思いますよ。

そうやってきたときに、財務省としておっしゃるとおりですよ、大臣のおっしゃるとおり、いろんな人たちが努力して、財務省だけじゃないだろうとおっしゃいますが、財務省は財務省としてやれることがあるはずなんです。そのことをきちんと今やられているのかやられていないのかという問題だと思ふんです。大臣は先ほど今の中でも整備不十分なところがあると話していらるから、私はあえてお伺いさせていただいてい

前段から申しましたとおり、とにかく制度設計がきちんとしてある程度パッケージになっていないことや、それから、トレンドというんではないか、そこをこのところを見ることができないから、いつも想定外でございましてという形になって問題が先送りされて、我々からいうと、病気が重くなつてから一生懸命治療し始めているという、そうではない、もうちょっと前の段階からきちんとやられた方がいいんじゃないのかなと、私はそう思っています。

いずれにしても、もう少しこれから、もちろん今まで負の処理をやられることだけで大変だったかと思ひますが、この先いろんな問題点が見えてくることもございまして。ですから、そこら辺のところをきちんと勘案されて、きちんとした政策を作っていたことを御要望申し上げます。質問を終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門です。

私、今日はやみ金融対策に絞って質問をさせていただくことにしましたので、株買取りの発議者の皆さん、どうぞお引き取りいただいて結構でございます。お疲れさまでございました。

今回、与野党一致でこのやみ金融対策の法案が成立するわけですが、問題は、この法案ですべてが解決するわけではない。やはりいろん

なことに実効性を持たせていかなければいけないというふうに思ひます。そういう点で、この法案が成立するということ踏まえて、金融庁と警察庁に今後の取組について質問をしていきたいというふうに思ひます。

最初に金融庁ですけれども、竹中大臣にお伺いいたしますけれども、今回の法案成立を踏まえて、金融庁として具体的にどういうふうな努力をされていくつもりか、決意と所感をまずお伺いできればと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 法案、法律の枠組み、大変重要であります。それに加えて、むしろ現実

にそれ以上に重要性が高まっておりますのは、このやみ金融対策を真に実効あるものとするための様々なやはり行政の体制作りであるというふうに思っております。例えば、相談窓口、監督事務を行つていく財務局や都道府県を始めて、貸金業担当部門の体制整備をしつかりやらなければいけません。また、研修等を通じた担当職員の法律の内容に関する知識の習得等もこれまで大変重要な問題になってくるというふうに思っております。

基本的には三つの点、国及び都道府県の監督当局、警察当局及び検査当局の人々が、その人的・物的体制を強化・充実をして連携を図ること、第二点としては、違法な業者に対する徹底した取締りを行うこと、司法においても厳正かつ的確な法の適用を行うこと、そうすることによって違法な高金利でありますとか過酷な取立てによる被害の防止を図っていくことが、これは大変我々の大きな責任であるというふうに思っております。

○大門実紀史君 全体は分かるんですけども、金融庁としてという部分で、今、相談窓口というふうに言われましたが、これは金融庁として設けられるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には、これは財務局、都道府県等々に対して適切な措置を取るよう、我々としては関係当局も理解を得ながら速やかに要請を行うことが必要であるというふうに思っております。さらには、先ほど申し上げまし

たようにやはり様々な連携を取る。特に相談窓口、監督事務局に関しては、財務局及び都道府県を始めたとする貸金業の担当部局との連携、その体制整備が特に重要であるというふうに思っています。

○大門実紀史君 これから具体化されると思いますが、財務局と都道府県、都道府県の窓口、非常に重要だと思ひますので、金融庁としても力を入れていただきたいと思います。

私、ちよつとそもそも論ですけども、今、サラ金、やみ金、ここにはまり込むケースが物すごく増えております。どうしてこの低金利、ほとんどゼロ金利時代にこういう高金利のところに手を出していくのかと、この背景に一体何があるのかというふうに、大変おかしな現象が、片やもう非常に低金利なのにどうしてこういう高金利のところに手を出さざるを得ないのかと、こういうおかしな現象が起きていと思ひますが、竹中大臣、どういうふうに認識されてい思ひますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはもう一九七〇年代、八〇年代からずっと言われてきたことだと思ひますが、日本の金融システム全体が、企業部門の資金不足を補うために、家計から集めた資金を間接金融等々を通して企業に貸付けすると、そのような形で金融システムが非常に定着していったということがあったのだと思ひます。

もちろんこれは、銀行は銀行で個人に対する融資、典型的には住宅ローンも個人に対する融資でありますし、その他の、学業を支援するための融資といろんな制度は作つてまいりましたけれども、なかなか企業に対する、企業向けの大口融資というものが金融システム全体を支配してきたという面があったのではないかと思ひます。

それに対して、いわゆる貸金業者はむしろ成長産業として出てきたわけでありまして、そのうちした業種に対する枠組み、これはある意味で急激に拡大してきたということもあって、我々としても様々な形でこれを急いで整備しなければいけないという状況で迫り立てられてきたと。

今申し上げたようなのが現実の姿ではないかと

思っております。

○大門実紀史君 もう少し具体的に見ていただきたいなと思ふんですけども、私の部屋でも幾つか相談が来ている事例で申し上げますと、とみに多いのが、いわゆるよく分からない人は、サラ金だとかやみ金に手を出す人は、例えばギャンブルに手を出したとか、何かいろいろな自分の不始末があつてそういうものに手を出したんじゃないかというふうに一般的にまだまだ思われている人いると思ふんですが、実際にはそういうケースではなくて、事業主が、中小業者が資金繰り、金融機関からもう一杯だとかいろいろ言われてお金借りられなくなつて、それで仕方なしにまずサラ金、消費者金融に手を出す、カードローンに手を出す。それで、これは景気がよければいいですけども、更に仕事の状況悪くなつて、また返せなくなつて、サラ金の段階で膨らんでしまつて、どうしようもなくなつて多重債務になつて、とうとうやみ金に手を出してしまうという、この不況と、特に中小零細業者、個人事業主がこういうものに手を出すというケースが非常に増えているんです。

ですから、基本的には私、このお金の回り方と申しますか、今も再三指摘してまいりましたけれども、金融機関の中小零細業者に対する融資姿勢だとかいふことが反映してこういうことが今起こつていふという認識を是非持つてもらいたい。例えば、やみ金に手を出した方の四人のうち三人はサラ金に先に手を出しているんです。消費者金融からやみ金に入つていふと、非常に事業資金、運転資金での借入れというケースからはまづてきているという事例が多いですね。

ですから、私、再三指摘してまいりますが、今の日本の金融行政のゆがみがやばりこういうものに現れているというのを指摘せざるを得ないというふうに思ひます。

そういう点で、金融庁の責任、竹中大臣の責任といふのは非常に私には大きいと思ひます。思ひますけれども、今の金融行政の責任は大きいと思

ひます。

うんですけれども、やみ金をそうしたら、どうしたらなくせるのかと。今回の法改正もありまされども、私は、やみ金の、午前中大塚委員からさうと指摘ありましたけれども、私は大事なことだと思ふんですが、やみ金の資金源を、やみ金融業者の資金源を断つと、これが最も効果的だと私は思ふんです。

竹中大臣は、ちなみに、やみ金融業者というのはどこから資金を得てこういう高利貸しやつているか、御存じですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) やみ金というのは、一般には正に無登録で営業している人、ないしは、登録はしているけれども法律に違反したような貸付けを行っている人、それが正にやみ金であろうかと思ひます。

銀行と違ひまして、預金を受ける、そういう意味での資金調達手段はありませんし、さらには、ノンバンクではあつても社債を発行できるようなノンバンクでは当然ありませんから、やはり何らかの融資を受けてやつていふふうにかけるのが自然であると思ひます。

○大門実紀史君 そのとおりなんです。

関係者に聞きますと、いろんなルートがあるんですけれども、その中に暴力団本体が、暴力団の本体あるいは暴力団の関連企業が銀行から非常に低利でお金を借りると。もちろん、その暴力団というのは、ダミーの関連企業という合法的な会社を使つてお金を借りますから合法的な会社じゃないけれども、サラ金なんかは堂々と銀行から直接借りていふけれども、やみ金の場合には、暴力団が関連企業を使つて銀行から超低利でお金を借りて、それをやみ金融業者に流して資金源にしていると、これはもう明確な事実です。

だから、考えてみれば、貸している大銀行だけじゃありませんけれども、銀行、変な話、中小業者に貸せばいいのに、貸さないでそういうところに貸して、巡り巡つて高利で中小業者にひどいやり方で貸しているというふうなことになるわけですね。

私、根源的なこのルートを断たないと、これ幾ら法的に取りあへず規制してもこれなくならないと思ふんですけれども、そういう点でいきますと、銀行は、銀行法に定められている公共的使命ということからいくと、暴力団関係者、暴力団関連企業に、たとえ手続上合法的といへど、貸すことは非常に、お金を貸すというのは非常に問題だと私は思ふんですが、大臣、どういふふうに認識されますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは幾ら経営判断の問題であるといつても、やはりこれは反社会的な行為を助長するということなのであれば、これは当然のことながら問題であると思ひますし、そこは免許業種としての銀行の正に倫理が問われると。我々もそういう意味での社会的な責任を負つていふふうにかけると思ひます。

○大門実紀史君 私は是非この法案の成立を機に、各銀行を集められることがあると思ふんですが、もう一度徹底をして、こういう反社会的な団体に對して、たとえ関連企業、一応合法的な会社を偽装していても、そういうところに貸すことは非常に注意すべきだということを徹底してもらいたいといふふうに思ひます。ちょうどこの機会ですから、是非そういうことをやつてもらいたいと思ひます。

私はかなりこれは根の深い問題だといふふうに思つていまして、七月十五日付けの毎日新聞に、U F J が、やみ金融業者が融資を回収するために利用した東京都内の七十二支店の百六十六の口座を強制解約したという記事が七月十五日の毎日新聞に載つていました。

これ、簡単に言いますと、今年の三月に、やみ金融問題に取り組む弁護士からU F J が指摘を受けて、東京都台東区の賃貸オフィスが住所になつていふそういう口座が多数存在して、しかも本人確認に使われた健康保険証の番号も実在しないということが分かつた。これは、弁護士さんからU F J が指摘をされて、やつとU F J として名義人確認のための文書を送つて、返答がなかつたといふことで架空口座と断定して、五月にこの百

六十六の口座を解約したという話です。この口座調べてみますと、多数の個人から入金があつて、まとまつて引き出されると。明らかにやみ金融業者が利用した可能性が高いということなんです。で、その解約したら、U F J 支店には殺すぞという脅迫めいた電話が二十件以上掛かつてきたといふんで、そういう事例なんですけれども。

ただ、私はこの記事読んで感じたのは、昔から言われていふけれども、大銀行と暴力団の関係なんです。どうしてU F J に百六十六口座も設けたのか、設けられたのか、弁護士から指摘されるまで本当にU F J はこれ知らなかつたのか、こんなにたくさん架空口座があるのを知らなかつたのか、だれも気付かなかつたのか、どうも不思議でならないんです。

これはU F J だけの問題ではないと私、実は思つておりました。以前、この委員会で長崎屋問題取り上げたことありますが、第一勧銀とやみの世界とのつながりについて指摘したことありますけれども、かなり根深い問題がまたこの銀行と暴力団の関係にはあるといふふうに思ひます。

こういう点から、少なくともこの架空口座、恐らくやみ金融業者はこういう手法を使つていふ例がほとんどだと思ひますので、この機会に、そういう架空口座ですね、こういうものと思はれる架空口座について精査するように銀行に働き掛けるおつもりございませんか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、大門委員、U F J の例を出してくださいましたが、金融庁として同行に確認をしましたところ、この支店、御指摘のとおり七十二支店、合計百六十六の普通預金口座について、口座開設時における本人確認の際に提示を受けた保険証書に架空の被保険番号が記載されていたことが判明した。そこで口座名義人に対して再度本人確認のため来店を求め文書を送付したんだけど、応答がなかつた。そこで同行としては、預金規定に定める、この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになつたといふその規定に基づいて、それで口座を解約したといふ

ことであります。

重要な点は、金融機関において、やはり本人確認法等の趣旨にかんがみて、適切な業務運営が図られるように努めていくことだと思ひます。

これは、本人確認、大変重要でありますので、本人確認はこれまでもしっかりと徹底するようにといふようなことはその都度申し上げておりますけれども、更にこの点は強調しなければいけないと思つております。

○大門実紀史君 いずれにしても、もうせつかくこういう法案が与野党一致で成立するわけですから、金融庁としていろんな特段の御努力をお願いしたいといふふうに思ひます。

次、警察庁の方に質問をしていきます。

このやみ金融対策というのは、今もお話し申し上げました暴力団絡みが非常に多いわけですから、警察の対応の改善というのが緊急の課題になつていふふうに思ひます。

激しい取立てで自殺するケース、もう脅迫ですね、殺すぞとか、とんでもない暴力的な取立て行為が横行してきたわけなんですけれども、例えば、愛媛で起きた事件一つ申し上げますと、これは、奥さんが、御主人が行方不明になつて警察から自殺の知らせがあつて、それで初めて夫の身辺を調べてみたら、やみ金あての銀行振り込み用紙とか通帳を見て、やみ金のことによる自殺というのが分かつたといふ事例なんですけれども、これ借りたのは最初一萬か二萬円ぐらいだったんですね。これが週に一七千円ずつ払われる。どんどん膨らむといふふうなことで、お子さんが通う学校にも電話が頻りに掛かる、学校にまで電話が掛かると。もちろん自宅には二日に一遍、一日何人も来て取り立てるとか、一番ひどいのは、この御主人のお葬式の最中に電話が、取立ての電話をまだ掛ける。本当にとんでもない話ですけれども、まだ残された奥さんは御主人が亡くなつても取立てに遭つていふという、本当にもうこういうやり方なんです。警察に伺いますけれども、今回この法案成立

するわけですが、こういう事例に対してどういうふうな今後対応されていくのか、まず所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(瀬川勝久君) 今回の改正法を是非実効あらしめるような形で運用してまいりたい、警察に課せられたこれは大きな責任であるというふうに認識をしております。

この法案の附則におきましても、取締りの強化でありますとか、被害防止のための関係当局の体制の強化・充実というようなことについて速やかに政府として検討を加え、必要な措置を講ずるべきという規定があるというふうに承知をしております。

私もといたしましては、やみ金対策につきましては既に全国警察を挙げて一生懸命取り組みをしてきているところでございますけれども、この法案が成立をいたしましたならば、その趣旨を十分体しまして、例えば各都道府県警察に集中取締本部というものを設けて専従の取締り体制を確保してまいりたい。また、取締りに当たる警察官に対するしつかりとした教養を実施してまいりたい。

さらに、このやみ金業者の貸付けというのは一つの都道府県にとどまることなく、県をまたがって、県境を超えて言わば行われているという実態があります。各都道府県警察相互間の合同・共同捜査の推進を図ることが非常に重要だろうというふうに考えております。また、金融庁を始め関係機関・団体と連携をする、弁護士の方とも十分連携を図っていく。また、第一線の警察官に対する相談対応マニュアルといったものも整備をするということで、被害者対策を含め、適切な推進に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○大門実紀史君 今言われたようなことを本当に実効のあるものとしてやってもらえなければいけませんけれども、ただ、ちよつと心配なんです。今までの総括をきちつとしてほしいと。特に、意識改革をしてもらわないと警察の方いいないんじゃないかと思うぐらい私どもが相談を受けている分

でいくと対応がひどいんです。警察の対応はひどかつたわけです。

例えば、有名な大阪の八尾市の例を申し上げますけれども、これは新聞、テレビで大きく報道されましたけれども、六十一歳、六十九歳の御夫婦とその奥さんのお兄さん、八十歳の人がJ.R.の関西線で心中をされた。これはもうやみ金の取立てに苦しんでということなんですけれども、このときも確かに大阪府警は今日一日になって、今言われましたけれども、悪質金融事犯特別取締本部というのを大阪府警は七月一日に作られました。百三十名体制ですか。それはいいんですけれども、この八尾の件でいえば、八尾警察署はつとと相談を受けていながら、本人こういうふうな無理心中、三人で死んでしまうという事例になったんです。こういうことをどういうふうな総括されますか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 大阪八尾市の事件でありますけれども、やみ金業者からの借金を苦にして三名の方が踏み切りで電車にはねられて自殺をされるという事案でございまして、大変残念に思っているところでございます。

大阪府警におきましては、今年の五月の中旬以降、亡くなられた女性から相談を受けておりまして、その所轄はもとより、府警本部においても対応してきたところでございます。

この間、関係する悪質な業者、四つの業者に対して警察から警告を行っておりますし、本人に対しても数度にわたる助言等の対応を行っていたところでありまして、府警としては大変真摯に対応していたものというふうに報告を受けておりますけれども、一緒に頑張りましよう、もう一切やみ金業者からの督促に応じる必要はありませんというふうなことも明確に申し上げまして、自殺された方に対して、ともに闘おうということで府警の方は相談に応じ、そのつもりでいたというふうな聞いてるところでございます。しかしながら、そういった努力にもかかわらず、自殺という事態に至ったということで、誠に残念に思っているところでございます。

るところでございます。

私もとしましては、警察に相談に来られる方が大変追い詰められた心情にあるということを、やはりもつとよくそこに思いを致して対処をする必要があるというふうに痛感しておるところでございます。この亡くなられた方も、実は警察官、担当者警察官あてに遺書をどうも書かれていたというふうな聞いておりますし、その内容におきましても、詳細はちよつと差し控えますけれども、頑張れなくて申し訳ないというような趣旨のことも言っておられるということで、大変、本当に心底残念に思っているところでございまして、こういった被害者の心情に十分配慮した対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○大門実紀史君 もう三人亡くなっておられるので、どういうふうな警察のことを思っておられるのか、聞かずにいけませんので、今局長が言われた、ともに闘おうというのが本当に示されていれば、私は自殺されなかつたと思えます。本当にそういうふうな受け止められていけば、確かに警察は、もう払う必要はないということをおっしゃっていただいたみたいですが、今言われたように、ともに闘う姿勢で真摯に対応して、何で死ぬんですか。私、ですから、そういうことを今こういうところでも言うようでは本心に心配なんです。今後。

それで、今生きておられる、今頑張っておられる例でちよつと指摘したいと思えますけれども、新宿警察の例です。ちよつとこれは経過がいろいろありまして、国会質問とも絡むので説明が長くなるかも分かりますが、局長、しっかり聞いてもらいたいと思うんですけれども。

新宿警察で、仮にAさんとしておきましよう、歯医者さんです。十年ほど前に、同じように資金繰りです、事業上の資金繰りにお困りになって、交通事故も重なって、お父さんの会社の倒産も重なって、経営上資金繰りに行き詰まって銀行がもう貸してくれないというせつ詰まったところで、ダイレクトメールでお金貸しますという広告を見て

百八十万円借りたのが最初の始まりでした。

業者は、これは名指しで申し上げますが、プレジデント・インターナショナル、都知事許可の登録業者で新宿百人町にお店を出しています。これは法人ではありません。実際の登録は中尾勉という個人になっています。金利は実際には年利一〇〇%ですね、月一〇%ですから。高利を要求されている。そのため、複利で残高が膨らみまして既に二千万円もお返しになっているんです。Aさんは、二千万円も返しているのにまだ八百六十万も残高がある。とんでもないむちゃくちゃな例なんです。当然、出資法の上限金利二九・二%に明らかに違反しています。利息制限法で計算すると、既にAさん、もう過払いになっている。一千二百万円ぐらい過払いになっているんです。

だから、中尾勉がAさんに返さなきゃいけないという状況なんですけれども、去年の十一月ころから歯医者さんへの脅迫電話が始まりました。受付に来て大声でわめいたり、ビールを配ったり、診察できないようにする。そのため、従業員の方お二人が怖くなってお辞めになっているというところです。さらに、去年の十二月には医院に、歯医者さんに直接来て、個人的にお金を貸したんだから、個人的にお金を貸したんだから、聞いてください、個人的にお金を貸したんだから利息は幾ら取っても問題がないんだというふうな言い方をしているんです。その後も住宅への嫌がらせとか車を損傷させるとかの悪質な取立てが続いた。これは経過ですけれども、余りひどいので、Aさんは、今年の三月五日、新宿警察の生活安全課に行つて相談したいということを申しました。名前はインシアルにしておきますけれども、Y警部補、Y係長が応対をしたけれども、突然来られても困るということで、まず追い返した。それで、いろいろ話して、三月五日に行つたんですけれども、二十一日なら時間が取れそうだから来なさいと言われて引き揚げたんです。二十一日は無理だという連絡が後から入った。そのY係長

が、Y警部補が入院したからだ。だから、仕事に復帰できるのは四月初めになると言われて、その後何度も、こちらとしては別に、とにかく警察に相談したいんだと言っている。でも連絡取れないで、四月十日に連絡をすると、今は忙しいから午後にしてくれと言った。午後電話したら、そのYさん出掛けちゃった。とんでもない対応ですね、本人も大変ざりざりなの。

それで、我が党の吉川春子参議院議員に相談をされたんですね、このことを。もうざんないな扱いをされている、会ってくれない。そうしたら、そのY係長から連絡があり、四月二十日に話を聞きたいということになって、初めて、初めてちゃんと話を聞くということになったんです。

この後、まだまだちょっと中身がひどいので詳しく申し上げるけれども、その際に、このAさん、歯医者さんAさんが警察に訴えたのは三つのことですね、三つの法律違反があると。一つは、脅迫されていると、これは貸金業法の第二十一条第一項に違反します。違法金利を取っていると、これは出資法に違反します。もう一つは、そのAさんのマンションの名義を勝手に書き換えて、どうやってやったのかと思いますけれども、勝手に書き換えて、その家賃を勝手に取っていると。これは恐らく実印の改ざん、文書偽造だと思えますから、これも当然違法行為です。この三つを訴えているんです。そのときに訴えているんです。

ところが、四月三十日になってY係長から連絡があった、おたくの弁護士さんの連絡先を教えてくださいと言った。言った。先週の末まで二か月半全く連絡がなかったということなんです。ところが、先週の末の金曜日午後七時に、突然また二か月半ぶりにAさんのところにこのY警部補から電話が掛かってきました。なぜ金曜日なのかといいますと、私が今日この質問でこの事例について取り上げるとい質問通告したのが午後五時です。七時に、本当こういうときはスピード速いんですけれども、七時にもう本人のところにこのY係長から電話が入る。

このときの内容が更に、私は、たとえ私が言ったからでもいいから、対応してくれるならまだいいと思っただけなんです。中身がひどいんです。ね、中身が。国会を本当にばかにしているのかと言いたくなるんですけれども。

まず、どうなったか、どうなっていますかとか、ひまわり道場に行ったのかから話が始めました。ひまわり道場というのは、御存じの方いらっしゃいます。NHKでも取り上げられまして、あれでも、いわゆる多重債務者の方々がみんな集まって、いろんな知恵と経験を出し合って生き抜いていこう、頑張っていこうというふうなボランティアの集まりなんです。NHKでも大きく取り上げられた取組なんですけれども。

まず聞かれたのが、そんなところへ行つたのか。Aさんは、行きました。そうしたら、そんなところに行つたり、あるいは共産党の議員に相談したりするから私が上から責められるんだと、こんなことから話が始まっているんです。まず、Yさんの方は、何で急に電話してきたのかと言つたら、上から圧力があつた。このY係長が、上から圧力があつたので電話した。Aさんが、これは吉川春子さんに頼んだらすぐ警察庁を通じて対応してもらえたので、警察庁ですかと聞いたら、もっと上からだ。もっと上からというのはどこのかと思ひますけれども、国会なのか、国会だつたら私のことなのか。私、警察に圧力を与えるほどの力があるのかと思ひましたけれども、どういう意味なのか分かりません。とにかくそういう発言をされて、Y係長は、弁護士に話をしたから、弁護士に連絡を取つたからもう済んでいると思つたんだ、あなたの件はという話をしたんですね。

ちなみに、Aさんが弁護士に頼んだというのは、内容証明を相手の中尾に送つてもらうと、これだけのことを頼んだだけで、ふだん相談に乗つてもらっているわけではあります。にもかかわらず、弁護士に連絡したからもうこの件は済んだ

と思つていたということなんです。

先ほど申し上げましたとおり、違法行為が三つあるということで警察に話しに行ったのに、弁護士に連絡したから済んだと思つていたということ、改めて先週の金曜日に、あんな警察に何を一体頼みたいんだと、こんなことを言っているんです。さうね、こんなことを言っているんです。もう開いた口ふさがらないAさんでしたけれども、とにかくもう、出資法違反、いろんな法律違反なんだというのを伝えられたわけですからね。それについては、そのY係長は捜査中としか言えないということ。それを答えて、二十一日に、昨日ですか、祭日に警察に来てもいいというのを最後に言つたのでありますけれども、Aさんの方は、とにかく非常に威圧的な、高圧的な態度なので、もうこんな警察官に頼んでもきちんと対応してくれるわけがないと思つてお断りになったそうです。来いと言われても行く気もなかったと、お断りになったそうです。

実は、このY警部補、係長については、新宿というのは大体やみ金融問題の多い管内ですけれども、ほかの被害者からもこの警部補の対応の悪さについては実は話がこちらにも来ています。

例えばこのAさんの奥さんなどは、国会でこういうふうに取り上げたら、取り上げられたら、また新宿警察のY警部補から威圧的な電話が掛かってくるんじゃないかというふうな心配をされているわけですね。だから、何といいますが、やみ金の電話と警察の電話と、両方におびえなきゃいけないという、本当にばかげたことをやっています。しやると思ひますけれども。

申し上げておきますけれども、私はこの新宿警察を攻撃するために今日取り上げているわけじゃないし、元々、元々、最初新宿警察という名前も伏せて、こういう事例でこういう相談が来いますよ、だからこの法案を機にそういうことのないように徹底してもらいたいという質問をやるうと思つたのに、皆さんがたまたま部屋で新宿警察のことと言つたのを聞いてはばばと連絡をし

て、こういう、御本人に対してもこういう悪態をつくような非常にひどい対応になったということ。

私は、新宿警察というのは一番いろいろあるところの警察署だから、署員の方も、かなり優秀な頑張る警察官多いんですね、私、よく知っています。だから、ひよつとしたらこのYさんもほかの事件では、Y係長もほかの事件では頑張っているのかも分からない。だから、何もこれを、この人を悪徳警官だとかそういう意味で言うつもりはありません。ただ、このやみ金に対しては、どうしてこういう意識の低さ、レベルの低さ、対応の悪さというふうになるのかという点で、私の質問を機にそういう対応をされたので、Yさんという名前が特定して今申し上げているわけです。こういうことが、何といいますが、八尾のときもそうですけれども、警察の体質になつてやっていると、今の。これを改善してもらわなきゃいけないという点で取り上げているわけですけれども。

ただ、この国会の質問との関係で非常に重要な問題を含みますので、幾つかこれははっきりさせておかなきゃいけないと思ひますけれども、大体、この警官は何なのか、国会議員が質問の通告レクをして、それがどうして現場に、本人にこういう対応になるのか。ましてや、圧力があつたからとか本人が口走るようなことがどうして警察、まず警察庁ですよ。警察庁は監視庁に連絡をして、監視庁は新宿警察に連絡して、新宿警察から本人と、こういう流れになると思ひますが、警察庁は、これ何を、私が質問通告レクしてから何をお伝えになったんですか。ちょっと説明してくれ。

○政府参考人(瀬川勝久君) 警察庁といいたしましては、質問の御通告をいただきました。新宿署における事案の対応状況について確認をしたいということで監視庁に連絡をしたものでございます。その担当の係長が御本人に連絡をするということについては、私どもとしては全く承知をしていなかったものでございます。

○大門実紀史君 そうすると、警察庁は、質問で事例として取り上げられるというので、どうということなのかという、お調べになっただけと。そうしたら、警視庁から先ですね。警視庁から先、何か変な話になってきたわけですね、圧力だの何だのと。

そうしたら、それによつと調べて、どうして国会の質問がこういう形になって、本人に更に威圧を与えるといいますが、恫喝的に、警察が恫喝するような電話になるのか。この経過について調べて、私に結構です、委員会じゃなくて、私の質問の関連ですから、後で報告していただけますか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 御指摘の事実でございますが、必ずしも詳細承知をしているわけではございませんけれども、新宿警察署に三月月上旬と四月の下旬、二回御相談をいただいたということでございます。最初の相談のときも、いわゆる飛び込みという形で来たものでありますが、今御質問にございましたように、門前払いをしたというふうにも聞いておりませんが、そこでも、急なお話でございましたけれども、四十分以上にわたつて事情も聞いたというふうに聞いております。

新宿署の対応といたしましては、事実関係を明確にする必要があるということで、やはり高金利罪等を適用するという事で考えてみたときに、御案内だと思ひますが、いつ、幾ら借り入れた、それから、いつ、どのぐらい返済をしてきた、そういうことを、やはり事実関係をきちつと整理をしなければ事件ということで進めることができないということ、いろいろ御協力をお願いをしたものというふう聞いております。

相談に来られた方からは、これも聞いた話という事になってしまいますけれども、弁護士の方と相談の上、必要があれば再度警察に相談をするという旨の申出があったというふうに新宿署の方では理解をしていたものというふうに私どもは聞いております。そういったいきさつがあったので、恐らく担当者としては、本人の意思を再度確

認をしたいということで連絡を取つたものではないかというふうに考えております。

○大門実紀史君 全く事実と違ふんですね。そういう話が出てくるんだしたら、全く違ふということとを指摘しなきゃいけません。

御本人は、最初に行かれたときにメモを、こういうことがあったというメモを、口だと伝わらないといけないのでメモにして持っていかれたんです。そうしたら、今の話ですと、ちゃんとそれを裏付ける契約書とか貸し借りの書類とか持ってきたさいというところはあるはずですよ。言われたんですか、そう聞いているんですか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 新宿署の方としては、そのように本人に協力を依頼をしたものと私どもは聞いております。

○大門実紀史君 それは全くでたらめです。新宿警察が警察庁にそういうその報告をするようでは、私これはもう本当に大問題だと思ひますよ。何を言われたか、そのY係長は。そんなメモを持つてきて、十年前から続いていますよね、こんな一個一個立証できないと。立証できないと。資料を出したら国家賠償で訴えられることだつてあるんだと。だから、さつき言つたみたいに弁護士とうまくちゃんとやりなさいと、こうやって帰しているんですよ。じゃ、もう何か月たつていますか、一回でも書類見ていないんですよ、一度も。あなたに聞いたつて分らないと思ひますけれども、新宿警察がうそ言っているわけですから。そういうことなんですよ、これは。だから皆さん怒つて大変になつていくわけですよ。こんな、ちゃんと書類を見て相談に乗つてくれたらこうならないんですよ。その件ももうですから、明らかにうそですから、同時に調べてもらえますか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 先ほど御質問にもありましたとおり、御本人の意思が、これは事件として立件したいということでありますれば、今までの貸付けの状況あるいは返済の状況についての

資料といひますが、証拠がこれはどうしても必要だということになるというふうに思われます。それぞれ、認識といひますが、私どもの報告と違ふ認識を議員がお持ちということでございますれば、私どもとしてももう一度事実関係をよく調べてみたいと思ひます。

○大門実紀史君 先ほどの私の質問通告に関することは私に報告してもらつて結構ですけども、今、国会のこの場にですと、ここは国会ですよ、国会の場に新宿警察が、あなたに通じているかも分からないけれども、虚偽の報告をしたとしたらこれは大変なことです。その結果についてはこの委員会にきちつと報告をしてください。よろしいですか。

○政府参考人(瀬川勝久君) よく事実関係を調査してみたいと思ひます。

○大門実紀史君 報告をしてくれるんですかと聞いています。

○政府参考人(瀬川勝久君) 委員会として報告するようにという御指示でございましたら、そのように対処させていただきますと思ひます。

○大門実紀史君 そうしたら、その新宿警察の虚偽の報告については、理事会で報告を求めていただくように御検討をお願いしたいというふうに思ひます。

○委員長(柳田稔君) 後刻、理事会で協議をいたします。

○大門実紀史君 いろんな問題が、私、今後の教訓にしてほしいという意味で厳しく申し上げているわけですが、問題が含まれているというふうに思ひます。

どうして警察が本人をびくびくさせなきゃいけないのかと。本人に、また新宿警察のあの人から電話が掛かってきたら怖いと、奥さんが、思わせるようなことにならなきゃいけないのかということを含めて、大変いろんな問題が含まれているというふうに思ひます。

元々虚偽の報告ですから、相談に乗つてきたという前提の段階ですね、今、局長はね。私は、

乗つていないということで、なぜ乗つてこなかったのかという質問をしようと思ひましたけれども、それは虚偽の報告を受けて、乗つてきたという前提ですので、その質問はまた今度にいたしますけれども。

これは事実なんですよ、明らかに。最初に相談に行つたら担当者が、Y係長が入院しているから対応できないと。これは今後こんなことですか、担当者いなきゃ相談受けられないですか、そういうことは全体的に許されるんですか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 新宿警察署のその担当者の入院でございますが、これは三月の下旬でございますが、過労のためということで緊急に入院をしたということで聞いております。緊急の入院だということで、通常は、何といひますが、ほかの担当者に自分が扱っている事件等については引き継ぐべきものでありますけれども、引き継ぐいとまがなかったというふう聞いております。

○大門実紀史君 私は、警察官の方が本当に頑張つて寝食忘れて、夜も寝ないで頑張つておられるのをよく知つていますから、何も責める意味で言うんじゃないんですが、過労で倒れることももあるでしょう。相談に来られる方も今日明日死ぬ生きている場合もあるんですよ。それをちゃんとだれかが代わりに受けるぐらい当たり前のことなんです、これは民間の会社だったら当たり前のことです。そんなことは。ですから、それはもう言うまでもありませんが、改善をしてもらいたいと思ひます。

この問題の最大の問題は、私は金利の問題にあると思ひます。この中尾勉という業者は、一応登録業者なんですけれども、業として貸していないから、個人として貸しているんだから金利幾ら取つてもいいんだと。これは再三にわたつてこの歯医者さんに言つていくわけですね。これは合法ですか、違法ですか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 現行の出資法で、業として金銭の貸付けを行う場合は上限金利は年二九・二%、個人的に金銭の貸付けを行う場合は上

限金利が年一〇・五％というこの問題についてということだろと思いますが、個人的な金の貸し借りであるという主張を業者がすることはあるだろうというふうに思います。

そういった場合におきましては、私どもとしましては、業としての金銭の貸付けに当たるのかどうかということについてきちっと捜査をしなければいけないだろうというふうに考えております。て、例えば借り手と貸手の交友関係でありますとか、その貸付けに至る経緯でありますとか、その貸手が貸金業として行っている金銭の貸付方法と違ふのかどうかというふうな点について、これは証拠をもつてその主張の可否を判断していくべきものというふうに考えております。

○大門実紀史君　そうしますと、先ほどの新宿警察の虚偽の報告にも絡むんですけれども、書類をちゃんと見ている、もうそういうことをやっている、その前提だったら、私、書類見せてもらいましたけれども、明らかに違法ですね、これは。例えば一〇・五％というのは、業としない場合は一〇・九％でしたっけ、一〇・五％かになるんですよね。それにも違反していますよね、一〇・五％というのは。

じゃ、何でこれ取締りできなかったんですか、逮捕できなかったんですか。そんなにちゃんと本人から書類も全部見せてもらってやっていのに、いまだ何で逮捕しないんですか。

○政府参考人(瀬川勝久君)　本件につきまわりの具体的な捜査の状況につきましては、私どもとしても詳細にも承知しておりませんし、事件として立件すべきものについては、きちっと警視庁においてこれは対応すべきものというふうに考えております。

○大門実紀史君　ですから、書類を見ていないんですよ、そういう調査していないんですよ、捜査していないんですよ。本人がメモを持ってきて、こんなの一個一個立証するのは大変だからと言ってこれもう事実上追い返しているわけですよ。書類とか見ておいたら、明らかにこれはもう違法で

すから、逮捕できますから。やっていないからいまだ逮捕されていない。先週の段階だって、捜査中ですよ。何を捜査するんですか、何にも見ないで。そういうことなんですよ。

だから、私が申し上げている方が正しいというのがお分かりだと思えますけれどもね、何にも見ていないと、何にもやっていないというのが、やっていたら明らかにこれは逮捕する事例です。ですから、本人の書類を見れば明らかにもう既に逮捕できたのに、放置してきたという事例というふうな受け止めてもらいたいと思います。

私、もうこのプレジデント・インターナショナルは、ほかにも被害が間もなくたくさん出るといふことで、特別に、新宿警察で取締り本部設けられたら、イの一番にここに入ってほしい。なぜかといいますと、私もどこのお店検分いたしたけれども、お店にはお年寄りがたくさん多いんです、お年寄りのお客さんが多いんです。年金の証書と印鑑を持ってきたお年寄りが非常に多いんです。

これは分かれますよね、年金を担保にした貸付けとか違法ですよ、ちよつと確認のために。○政府参考人(瀬川勝久君)　そのように承知をしております。

先ほどの御質問でございますけれども、高金利受領罪の適用の関係では、やはりその貸付時期、貸付額、返済時期、返済額ということが、これは個人のメモということではなくて、きちつとやはり証拠で明らかにするということが非常に重要でございまして、あくまでも犯罪捜査でございまして、証拠に基づいてこれは判断をしていくべきものというふうに考えておるところでございします。

○大門実紀史君　ですから、早く本人の書類を見て、それそのものが証拠なんですから、逮捕に踏み切ってもらいたいというふうに思います。今申し上げた年金を担保にした貸金、お年寄りを食い物にしている、これはもう何人もそのお店にいらつしやるわけですから、間違ひなく違法

な、年金を担保にした貸付けというふうなのは間違いなくこれも明確な違法行為ですから、至急手を打ってもらいたい。本日にこれで新宿管内でお年寄りの自殺とかマスコミが取り上げられるような大問題になる可能性がありますので、それからいろいろ動くのが警察ですけれども、この法案せつかく与野党一致で成立させたわけですから、自ら動いて自ら掃除してもらいたいというふうに思います。

とにかく警察の対応が私、本当に変わらないと、なかなかこの法案だけ、法律だけ通しても根本的になくなっていくということを描いておきたいと思ひます。

もう一つ警察庁に聞きたいんですけれども、今度の改正案では無登録業者に対する規制事項が設けられまして、広告をした場合、無登録業者が広告した場合及び勧誘をした場合、百万円以下の罰金に処するというものになっていきますけれども、これは今後警察がこういう無登録業者を取り締まるもろろ手掛かり、手だてになるというふうな思ひますけれども、現行ではこの規定がないので無登録業者がスポーツ新聞とか一般新聞とかピラで公然と宣伝しているわけですね。これは警察として今まで御存じでしたか。

○政府参考人(瀬川勝久君)　無登録貸金業者が一部のスポーツ新聞あるいは娯楽雑誌等へ広告をする、あるいはピラ、チラシの配布、立て看板等々の様々な手段で広告、宣伝を行っている、これがやみ金の被害増加の一因となっているということをも十分承知をしております。

○大門実紀史君　ですから、承知しながら放置してきたような部分が率直に言つてあつたわけですよ。今回の法の成立を機に徹底的にそこも取り締まってもらいたいというふうに思ひます。この点では金融庁にもちよつとお伺ひしておきたいんですけれども、こういう業者を載つけるスポーツ新聞、一般紙、マスコミの方ですね、これについてもやつぱり周知徹底、今回の法案を周知徹底して、そういうことのないようにという何ら

かの知らせをする必要があると思ひますが、これは警察庁と金融庁、両方にお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(瀬川勝久君)　まず、新聞、雑誌等の広告に対してでございますけれども、昨年の十月ですが、これは金融庁と警察庁と連名で日本新聞協会、日本雑誌協会等の関係七団体に對しまして広告審査を強化するように申入れをしております。その後、都道府県レベルでも同様の働き掛けを行うなどしております、広告の減少等の成果が上がつているものというふうに認識をしております。

また、街頭における違法なピラ、立て看板でございますけれども、これは道路施設等の管理者あるいは民間団体と連携してその撤去を行う、あるいは屋外広告物条例等を適用した取締り等も行ってきたところでございます。

今回の法改正によりまして無登録業者の広告が罰則をもつて禁止されることになりましたれば、改正法を適正に運用して、強力な取締りとともに、関係行政機関と引き続き連携をいたしまして違法広告の排除を進めてまいりたいと考えております。

○政府参考人(五味廣文君)　今お話ししましたように、昨年の十月十日に、広告掲載団体に、広告掲載の適正化ということで、登録番号の確認ですとかあるいは名称の詐称がないか等々確認の上広告をするようにということで要請をしております。

なお、今回、この法律成立いたしました際には、無登録業者による広告の禁止の実効性を担保するということで、法案成立後速やかに広告関係団体に対して広告の適正化について、広告掲載の適正化について要請を行います。それから、無登録営業に関する情報提供等得た場合には捜査当局に積極的な情報提供等を行うということもいたすつもりでございます。違法業者の摘発に向けて捜査当局との一層の連携の強化を図る予定にしております。

また、広告等によつて財務局の登録番号を詐称しているというような悪質な業者を把握いたしました場合には、金融庁のホームページにこれを掲載をいたしまして国民に対して注意喚起をする、同時に捜査当局にも情報提供をする、こういった努力をしておりますが、今後これを一層強化してまいりたいと存じます。

○大門実紀史君 今日、もういろいろ厳しい指摘いたしましたけれども、いずれにせよ、この法案の成立を機に警察の方も本当に標を正していただきますか心を入れ替えてといいますか、頑張つてほしいというつもりで指摘をしたわけですので、金融庁も含めて、この法案が実効性あるものにするために格段の努力をお願いしたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(柳田稔君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会

七月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆)

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 業務(第十三条―第二十四条

の五)を「第三章 業務(第十三条―第二十四条の五)を」第三章の二 貸金業務取扱主任者(第二十四条の七)に、「第四十三条を(第四十二條の二)に改める。

第四条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者(第二十四条の七第一項に規定する者をいう。第十四条において同じ。)の氏名

七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

第四条第二項中「第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類」を「内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 法人である場合においては、その役員及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

三 個人である場合においては、その者及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

四 営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第二百二号)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に、「三年」を「五年」に改め、同項第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

七 貸金業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

六条第一項に次の四号を加える。

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十三 営業所又は事務所について第二十四条の七に規定する要件を欠く者

十四 貸金業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者(貸金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。)

第八条第一項中「(第五号)の下に」及び第七号を、「同項第五号」の下に「又は第七号を加え、「二」を「いすれかに」に改め、同条第二項中「第六条第一項第六号から第八号までの一」を「第六条第一項第八号から第十号まで又は第十三号のいすれかに」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による届出には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第十二条中「貸金業者」を「第三条第一項の登録を受けた者」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない。

第十三条の次に次の二条を加える。

(証明書の携帯)

第十三条の二 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

第十三条の三 貸金業者は、暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

第十四条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 貸金業務取扱主任者の氏名

第十五条の見出し中「(広告)」を「(広告等)」に改め、同条中「(広告)」を「(広告等)」に改め、貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときを、「表示」の下に、「又は説明」を加え、同条第三号中「(前二号)」を「(前三号)」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「(前条第四号)」を「(前条第五号)」に改め、同条を同条第三

号とし、同条第一号中「貸付けの利率」の下に「市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合には、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号

第十五条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条第二項において同じ。)を送付して勧誘(広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。)をするときは、電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。

第十六条の見出し中「誇大広告を」を「誇大広告等」に改め、同条中「広告」の下に「又は勧誘」を、「表示」の下に「若しくは説明」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、次の各号に掲げる表示又は説明をしてはならない。

一 顧客を誘引することを目的とした特定の商品や当該貸金業者の中心となる商品であると誤解させるような表示又は説明

二 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明

三 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者の借入意欲をそるような表示又は説明

四 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

3 貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないように努めなければならない。

第十七条第一項第八号及び第二項第六号中「第十四条第四号」を「第十四条第五号」に改める。

第十八条第一項第三号中「及び第二十条」を「第二十条及び第二十一条第二項」に改める。

第二十条中「貸金業者」を「貸金業者を営む者」に改め、「保証人」の下に「(以下この章において「債務者等」という。)」を加える。

第二十一条第一項中「貸金業者」を「貸金業者を営む者」に、「又はその」を「又は次の各号に掲げる言動その他の人の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

三 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

四 債務者等に対し、他の貸金業者を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資

金を調達することをみだりに要求すること。

五 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することをみだりに要求すること。

六 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは司法書士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとる、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

第二十一条第二項中「貸金業者又は貸金業者」を「前項に定めるもののほか、貸金業者を営む者又は貸金業者を営む者に、(貸金業者その他の者を、貸金業者を営む者その他の者に、(貸金業者の商号を、貸金業者を営む者の商号)に改め、(事項を)の下に、内閣府令で定める方法により)を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 貸金業者を営む者又は貸金業者を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業者を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

四 貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第二十四条第二項中「第十八条第一項、第二十条」を「第十八条第一項に改め、(第二十条中)の下に「貸金業者を営む者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」とを加え、(貸金業者又は貸金業者を「貸金業者を営む者又は貸金業者を営む者」に、「貸金業者その他の者」を「貸金業者を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業者を営む者の商号」とあるのは「債権を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「金額」とあるのは「金額及び譲り受けた債権の額」と、同条第三項中「貸金業者を営む者の商号」に改め、同条第三項中「貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり第二十一条第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、第二十一条第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律

第二項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、」とあるのは「第二十條及び第二十一條並びに第二十四條の六において準用するこの項の規定（」と、同条第二項中「第十七條、第十八條、第二十條から第二十二條まで、第四十二條及び前項の規定（抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七條の規定を除く。）」とあるのは「第二十條及び第二十一條並びに第二十四條の六において準用する前項の規定」と、第二十四條の二第一項中「第十七條、第十八條、第二十條から第二十二條まで、第二十四條の四第一項及び第四十二條の規定（抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七條の規定を除き、」とあるのは「第二十條及び第二十一條並びに第二十四條の六において準用する第二十四條の四第一項の規定（」と、同条第二項中「第十七條、第十八條、第二十條から第二十二條まで及び第四十二條の規定（抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七條の規定を除く。）」とあるのは「第二十條及び第二十一條並びに第二十四條の六において準用する第二十四條の五第一項の規定（」と、同条第二項中「第十七條、第十八條、第二十條から第二十二條まで及び第四十二條の規定（抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七條の規定を除く。）」とあるのは「第二十條及び第二十一條の規定」と、第二十四條の三第一項中「第十七條、第十八條、第二十條から第二十二條まで、第二十四條の五第一項及び第四十二條の規定（抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七條の規定を除く。）」とあるのは「第二十條及び第二十一條並びに第二十四條の三第一項中「第十七條、第十八條、第二十條から第二十二條まで、第二十四條の五第一項及び第四十二條の規定（抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七條の規定を除く。）」とあるのは「第二十條及び第二十一條並びに第二十四條の四第一項中「第十七條、第十八條、第二十條から第二十二條まで、第四十二條及び

この項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き。」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに第二十四条の六において準用するこの項の規定」と、同条第二十二項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二項まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに第二十四条の六において準用する前項の規定」と、前条第一項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二項まで、第四十二条及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き。」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに次条において準用するこの項の規定」と、同条第二十二項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二項まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに次条において準用する前項の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 貸金業務取扱主任者

第二十四条の七 貸金業者は、営業所又は事務

所ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する者のうちから次項及

者を選任し、その者に、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が貸金業に関する法令の規定を遵守してその業務を適正に実施するために必要な助言又は指導を行わなければならない。

2 貸金業務取扱主任者は、第六条第一項第一

号から第七号までのいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

3 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が第一項の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならない。貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。

4 貸金業者は、その業務を行うに当たり相手方の請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

5 貸金業者は、貸金業務取扱主任者を選任した場合には、当該選任の日から起算して六月以内に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、貸金業務取扱主任者研修（都道府県知事が行う貸金業に関する法令に関する知識その他の貸金業務取扱主任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。以下この条において同じ。）を受けさせなければならない。ただし、その者が選任の日前次項の内閣府令で定める期間内に貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、この限りでない。

6 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、

当該貸金業務取扱主任者研修を受けた日から内閣府令で定める期間を経過する日までの間に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、新たに貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならない。

7 第五項の規定により貸金業者が貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならないこととされている貸金業務取扱主任者が同項本文の規定による貸金業務取扱主任者研修を受けることなく貸金業務取扱主任者でなくなつた場合には、その後任の貸金業務取扱主任者は、貸金業務取扱主任者研修を受けた日から前項の内閣府令で定める期間を経過しない者

でなければならない。

8 貸金業者は、貸金業務取扱主任者に第五項又は第六項の規定により貸金業務取扱主任者研修を受けさせたときは、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

9 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が選任した貸金業務取扱主任者がその職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反した場合においてその情状により貸金業務取扱主任者として不適当であると認めるときは、当該貸金業者に對し、当該貸金業務取扱主任者の解任を勧告することができる。

10 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、次条に規定する貸金業協会、第三十三条に規定する全国貸金業協会連合会その他の団体であつて、貸金業務取扱主任者研修を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして内閣総理大臣が指定するものに、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる。

第二十五条第三項第四号及び第二十九条中「貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他」を削る。

第三十六条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十一条第二項、第十二条を「第十一条第三項」に、「第十四条を「第十三条第二項、第十三条の二、第十四条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第十七条」

に、「又は第二十四条の五第一項を」、「第二十四条の五第一項」に改め、「含む。」の下に「又は第二十四条の七第一項、第四項から第六項まで若しくは第八項」を加え、同条第九号中の「規定に違反し、又は」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は」に改める。

第三十七条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に、「第八号」を「第十二号」に改め、「至つたとき」の下に「又は登録当時同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき」を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第十二条の規定に違反したとき。

五 第十三条の三の規定に違反したとき。

第六章中第四十三条の前に次の一条を加える。

(高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効)

第四十二条の二 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付する契約を含む。において、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第四項から第七項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

第四十四条の二の次に次の三条を加える。

(登録等に関する意見聴取)

第四十四条の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第五条第一項の登録をしようとするときは第六条第一項第六号又は第八号から第十号までに該当する事由(同項第八号から第十号まで又は第十三号に該当する事由にあつては、同項第六号に係るものに限る。以下「意見陳述事由」という。)、第八条第二項の登録をしようとするときは第六条第一項第八号から第十号まで又は第十三号に該当する事由(同項第六号に係るものに限る。)の有無につ

いて、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事にあつては警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の意見を聴くものとする。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三十六条の規定による命令又は第三十七条第一項の規定による登録の取消しをしようとするときは、意見陳述事由又は第十三条の三、第二十一条第一項(第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条第三項、第二十四条の三第三項若しくは第二十四条の三第三項の規定に違反する事実(次条において「意見陳述事実」という。)の有無について、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事にあつては警察本部長の意見を聴くことができる。

(内閣総理大臣等の意見)

第四十四条の四 警察庁長官又は警察本部長は、貸金業者について、意見陳述事由又は意見陳述事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣又は都道府県知事が当該貸金業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、警察庁長官にあつては内閣総理大臣、警察本部長にあつては都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(取立てを行う者に対する質問)

第四十四条の五 警察本部長は、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者による貸付けの契約に基づく債権の取立てが行われているものと認められ、その取立てを行う者について意見陳述事由があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、警察庁長官又は警察本部長が前二条の規定に基づき意見を述べるために必要であると認められる場合には、当該都道府県警察の警察職員

に、その取立てを行う者に対し、貸金業者の商号、名称又は氏名並びにその取立てを行う者の氏名及びその弁済受領権限の基礎となる事実について質問させることができる。

2 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第四十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十六条の見出し中「内閣府令」を「命令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第四十四条の三から第四十四条の五までの規定により警察庁長官又は警察本部長の権限に属する事務を実施するために必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第四十七条中「二」を「いずれかに」に、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金」を「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金」に改め、同条第三号中「違反して他人に貸金業を営ませた者を」を「違反した者を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 第二十一条第一項(第二十四条第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項)の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十一条第二項を」を「第十一条第三項に改め、同条第七号を同条第十二号とし、同条第四号から第六号までを五号ずつ繰り下げ、同条第三号を削り、同条第二号中「第十

六条を」第十六条第一項に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の五号を加える。

四 第十七条又は第十八条第一項(第二十四条第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項)においてこれらの規定を準用する場合を含む。の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

五 第二十条(第二十四条第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項)においてこれらの規定を準用する場合を含む。において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者

六 第二十四条第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をした者

七 第二十四条の三第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結した者

八 第二十四条の三第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権の弁済を委託した者

第四十八条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条の三の規定に違反した者

第四十八条に次の一号を加える。

十三 第四十四条の五第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第四十九条中「二」を「いずれかに」に改め、

同条第八号を同条第十二号とし、同条第七号中

「同条第二項」の下に「第二十四条の六において

準用する場合を含む。」及び「第二十四条の六」

を、「第二十四条の二第一項及び第二十四条

の三第一項の下に「第二十四条の六において

準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第

九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 第二十四条の七第一項の規定に違反し

て、貸金業務取扱主任者を選任しなかつた

者

十一 第二十四条の七第四項の規定に違反し

たる者

第四十九条第六号中「第二十一条第二項」の下

に「若しくは第三項」を、「第二十四条の五第二

項」の下に「第二十四条の六においてこれらの

規定を準用する場合を含む。」を、「において」

の下に「これらの規定を」を加え、同号を同条第

八号とし、同条第五号を削り、同条第四号を同

条第七号とし、同条第三号を削り、同条第二号

中「又は第十五条の規定に違反した」を「規定

する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をした」

に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次

の二号を加える。

五 第十五条第一項に規定する事項を表示若

しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは

説明をした者

六 第十五条第二項の規定に違反した者

第四十九条第一号の次に次の二号を加える。

二 第十五条第二項の規定に違反した者

三 第十三条の二の規定に違反した者

第五十条中「二」を「いずれかに」に改め、同

条第二号中「において準用する第四条第二項」を

削る。

第五十一条第一項中「この項」の下に「及び次

項」を加え、「前四号」を「次の各号に掲げる規

定」に、「法人又は人に対しても」を「法人に対

して当該各号に定める罰金刑を、その人に対し

て」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十七条 一億円以下の罰金刑

二 第四十七条の二から前条まで 各本条の

罰金刑

第五十一条第二項中「前項」を「第一項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

次の一項を加える。

2 前項の規定により第四十七条の違反行為に

つき法人又は人に罰金刑を科する場合における

時効の期間は、同条の規定の罪についての

時効の期間による。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに

関する法律の一部改正）

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締

りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五

号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「をし、又はこれ

を超える割合による利息を受領した」を「をし

たに、「三年以上の懲役若しくは三百万円以下

の罰金を五年以下の懲役若しくは千五百万円以下

の罰金に改め、同条第六項に後段として次の

ように加える。

貸し付けられた金銭について支払を受領

し、又は要求する者が、その受領又は要求に

関し受ける元本以外の金銭についても、同様

に利息とみなして第三項の規定を適用する。

第五条第六項を同条第七項とし、同条第五項

中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同

項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二

項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第

五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に

改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次

に次の一項を加える。

3 前二項に規定する割合を超える割合による

利息を受領し、又はその支払を要求した者

は、五年以下の懲役若しくは千五百万円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

第八条第二項を同条第三項とし、同条第一項

中「左の」を「次の」に、「二」を「いずれかに」に

改め、同条第二号中「第一条、第二条第一項、

第三条、第四条第一項又は第五条第一項若しく

は第二項の」を「前号に掲げる」に、「免かれる」

を「免れる」に改め、同項を同条第二項とし、同

条に第一項として次の一項を加える。

何らの名義をもつてするを問わず、また、

いかなる方法をもつてするを問わず、第五条

第一項から第三項までの規定に係る禁止を免

れる行為をした者は、五年以下の懲役若しく

は千五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

する。

第九条第一項中「定」を「定め」に改め、「この

項の下に「及び次項」を加え、「第五条又は前条

（第三条に係る部分を除く。）を「次の各号に掲

げる規定に、「外、その法人又は」を「ほか、そ

の法人に対して当該各号に定める罰金刑を、そ

のに改め、同項に次の各号を加える。

一 第五条第一項から第三項まで又は前条第

一項 三千万円以下の罰金刑

二 前条第二項（第三条に係る部分を除

く。）同項の罰金刑

第九条第二項中「前項」を「第一項」に、「外」を

「ほか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五条第一項から第三項

まで又は前条第一項の違反行為につき法人又

は人に罰金刑を科する場合における時効の期

間は、これらの規定の罪についての時効の期

間による。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中目次の改正規定（第四十三条を

「第四十二条の二」に改める部分に限る。）、第

十一条の改正規定、第十二条の改正規定、第

三十六条第一号の改正規定（第十一条第二

項、第十二条）を「第十一条第三項」に改める

部分に限る。）、第三十七条第一項第三号の次

に二号を加える改正規定同項第四号に係る

部分に限る。）、第六章中第四十三条の前に一

条を加える改正規定、第四十七条の改正規定、

同条の次に一条を加える改正規定、第四

十八条第一号の改正規定、同条第三号を削る

改正規定及び同条第二号を同条第三号とし、

同号の次に五号を加える改正規定（同条第四

号及び第五号に係る部分に限る。）、第四十九

条第五号を削る改正規定、同条第三号を削る

改正規定及び同条第一号の次に二号を加える

改正規定（同条第二号に係る部分に限る。）並

びに第五十一条の改正規定並びに第二条並び

に附則第六条、第八条から第十一条まで、第

十三条、第十六条及び第十七条の規定、公布

の日から起算して一月を経過した日

二 附則第十八条の規定、公布の日から起算し

て一月を経過した日又は犯罪の国際化及び組

織化に対処するための刑法等の一部を改正す

る法律（平成十五年法律第 号）の施行の

日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にされた第一条の規定

による改正前の貸金業の規制等に関する法律

（以下「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項

の登録の申請（この法律の施行の日（以下「施行

日」という。）前二月以内にされたものを除く。）

であつて、この法律の施行の際登録又は登録の

拒否の処分がされていないものについての登録

又は登録の拒否の処分については、第一条の規定

による改正後の貸金業の規制等に関する法律

（以下「新貸金業規制法」という。）第六条第一項

第十四号の規定は、適用しない。

第三条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この

法律の施行の際現に旧貸金業規制法第三条第一

項の登録を受けている者（以下「既存貸金業者

という。）については、新貸金業規制法第六条第

一項第十四号の規定にかかわらず、施行日から

起算して六月を経過する日までの間に限り、同

号の規定に該当する場合にも当該登録の更新を行うことができる。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該登録の更新に、同日までに同号の規定に該当しない者となるべき旨の条件を付さなければならない。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定の適用を受けた既存貸金業者が同項後段の条件に違反したときは、当該既存貸金業者の登録を取り消さなければならない。この場合において、当該取消しは、新貸金業規制法第三十七条第一項の規定によりされたものとみなして、同条第二項並びに新貸金業規制法第四十条、第四十一条及び第四十四条の規定を適用する。

第四十条 既存貸金業者は、施行日から起算して三月以内に、内閣府令で定めるところにより、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に對し、新貸金業規制法第四十条第一項第六号及び第七号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、新貸金業規制法第八條第一項の規定によりされたものとみなして、同条第二項及び第三項の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

3 第一項の規定に違反した者は、新貸金業規制法第八條第一項の規定に違反したものとみなして、新貸金業規制法第三十六條第一号の規定を適用する。

4 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

5 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

6 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は

は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

7 第一項の規定に違反し罰金の刑に処せられた者は、新貸金業規制法の規定に違反し罰金の刑に処せられたものとみなす。

第五條 既存貸金業者に対する新貸金業規制法第二十四條の七第五項の規定の適用については、同項中「当該選任の日から起算して六月以内」とあるのは、「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から起算して十月を経過する日（同法による改正前の第二十九條の規定により協会が行った研修であつて内閣府令で定めるものを受講した者その他貸金業務取扱主任者研修を受けた者に準ずるものとして内閣府令で定める者を貸金業務取扱主任者に選任する場合）については、内閣府令で定める日」又は当該選任の日から起算して六月を経過する日のうちいずれか遅い日までの間」とする。

第六條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行前にされた旧貸金業規制法第十二條の規定に違反する行為に係る業務の停止又は登録の取消しの処分については、なお従前の例による。

第七條 既存貸金業者に対する新貸金業規制法第三十七條第一項第一号の規定の適用については、同号中「又は登録当時貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律による改正前の同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき又は同法の施行の際同項第三号から第十二号までのいずれかとする。

第八條 新貸金業規制法第四十二條の二の規定は、附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に締結した消費貸借の契約については、適用しない。

第九條 犯罪の国際化及び組織化に対処するため

の刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日後となる場合には、犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第三十一号の規定の適用については、同号中「第五條第一項（高金利）若しくは第二項（業として行う高金利）の罪、同法第一條若しくは第二條第一項の違反行為に係る同法第八條第一項第一号（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪又は同法第一條第二項（元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為）とあるのは、「第五條第一項から第三項まで（高金利契約、業として行う高金利契約、高金利受領等）若しくは第八條第一項（高金利の脱法行為）の罪又は同法第一條若しくは第二條第一項の違反行為に係る同法第八條第二項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）」とする。

第十條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第十一條 政府は、違法な貸金業を営む者に対する警察の取締りの強化、これらの者による被害の防止及び救済に関する相談等についての関係当局及び関係団体等の体制の強化及び充実、過剰な貸付け及び安易な借入れの防止のための貸金業者による適正な情報開示及び消費者教育の充実その他資金需要者の保護のために必要な措置について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

第十二條 新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業

者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項については、この法律の施行後三年を目途として、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、資金需給者の資力又は信用に応じた貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

（質屋営業法の一部改正）
第十三條 質屋営業法昭和二十五年法律第百五十八号の一部を次のように改正する。
第三十六條中「とし、同条第三項」を「と、同条第四項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
第十四條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十四号の二中「九万円」を「十五万円」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
第十五條 前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、施行日以後にされる新貸金業規制法第三條第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（施行日前二月に当たる日前にされた旧貸金業規制法第三條第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請に係るものを除く。）について適用し、施行日前にされた旧貸金業規制法第三條第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録及び施行日以後にされる新貸金業規制法第三條第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録で施行日前にされた旧貸金業規制法第三條第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請（施行日前二月以内にされたものを除く。）に係るものについては、なお従前の例による。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第十六條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和

昭和

五十八年法律第三十三号の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受領」の下に「若しくはその支払の要求」を、「第五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「同条第二項」に改める。

附則第十四項中「受領」の下に「若しくはその支払の要求」を、「第五条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)
第十七条 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第十一号を削り、同項第十号を同項第十一号とし、同項第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条第三項の罪若しくは同項の違反行為に係る同法第八条第一項の罪又は別表第二十号に掲げる罪

別表第二十号中(昭和二十九年法律第九十五号)第五条第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第八条第一項第一号を「第八条第二項」に改め、「又は同法第八条第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為)の罪(同法第一条、第二条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係るものに限る。)」を削り、同表第十八号を次のように改める。
十八 削除

七月十七日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆)

七月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の大増税反対、税率の三%への引下げに関する請願(第三三四二号)(第三三四三号)

第三三四二号 平成十五年七月十一日受理

消費税の大増税反対、税率の三%への引下げに関する請願

請願者 兵庫県伊丹市中央一ノ六ノ六 池田和恵 外七千九百七十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第三三四三号 平成十五年七月十一日受理

消費税の大増税反対、税率の三%への引下げに関する請願

請願者 岩手県盛岡市東松園三ノ一ノ一 二 小林康子 外七千九百八十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

平成十五年七月三十日印刷

平成十五年七月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K